

# 審査事務にかかる 事務処理マニュアル

## 第3章 国保連合会からの提供資料

## 1 一次審査処理結果票

### 一次審査期間中の取組み エラー項目の解消

サービス提供事業所がインターネットを介して提出した請求情報について、国保連合会では、受給者台帳や事業所台帳等を使用して一次審査<sup>1</sup>を行います。ここで発生した請求情報に関するエラー等は、必要に応じて、一次審査処理結果票（[図表3-1](#)、[図表3-3~3-5](#)）で市町村等に毎月15日頃までに通知されます（[図表3-2](#)）。

二次審査に入る前に、市町村等はこの処理結果票により、請求情報のエラー内容を確認し、可能な限りエラー項目を解消し、円滑な審査支払が行われるようにします<sup>2</sup>。

### エラーの原因と対処方法

エラーの原因としては、以下のことが考えられます。

- ・A - 1 ) 受給者台帳に不備がある
- ・A - 2 ) 事業所台帳に不備がある
- ・B ) 事業所からの請求情報に不備がある

A - 1 が考えられる場合は、市町村等は自らが持つ受給者の情報を確認し、誤りがある場合、受給者異動連絡票情報又は受給者訂正連絡票情報を国保連合会に送ることにより、台帳が更新され、二次審査に入る前にエラーを解消することができます。

A - 2 が考えられる場合は、都道府県は『一次審査処理結果票（都道府県）』を確認します。そして、自らが持つ事業所の情報を確認し、誤りがある場合、都道府県が事業所異動連絡票情報又は事業所訂正連絡票情報を国保連合会に送ることにより、台帳が更新され、二次審査に入る前にエラーを解消することができます。

A - 1 にも A - 2 にも該当しない場合は B が考えられるケースとなります。ただし実際は、エラーが明らかになった時点では、エラーの原因が A（審査支払側）にあるのか、B（サービス提供事業所側）にあるのかは不明確なことが多く<sup>3</sup>、市町村・都道府県・国保連合会・サービス提供事業所が相互に連絡を取りながら対応していくこととなります。

1 一次審査前（1～10日頃）に、その時点までに受け付けた請求情報と台帳情報を用いて「仮審査」を行う国保連合会もあります（平成29年度までの「仮点検」に相当）。

2 二次審査に入ってから、原則として、エラー項目を含む請求情報を正常とすることはできず（審査対象外）、返戻となります。事業所は国保連合会から送付される返戻等一覧表でエラー内容を確認・修正したうえで、翌月に再請求を行います。

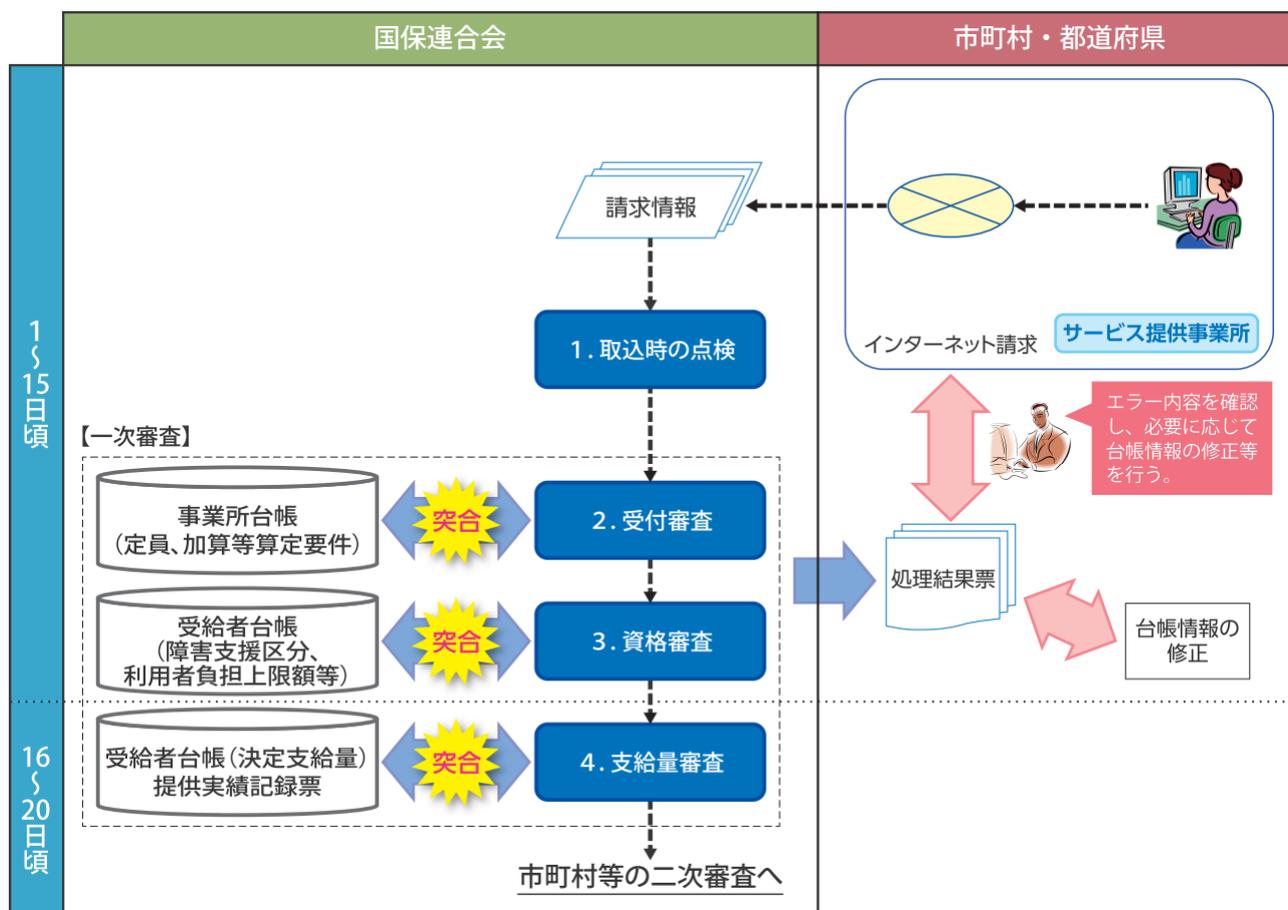
3 明らかに事業所側に起因するエラーについては、国保連合会での受付時点でチェックされエラーとなります。

図表3-1 一次審査処理結果票の構成

項番	帳票名 (作成者 受取者)	内容
1	一次審査処理結果票 (国保連合会 市町村) (国保連合会 都道府県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国保連合会が、当月受付した請求情報に対して、受給者台帳・事業所台帳等、市町村・都道府県が関係する台帳を使用した仮審査又は一次審査で発生したエラー等を市町村・都道府県に通知する際に使用する</li> <li>受け取った市町村・都道府県は内容を確認し、市町村・都道府県が関係する台帳に不備がないことを確認する</li> </ul>
2	一次審査エラーコード別処理結果票 (国保連合会 市町村) (国保連合会 都道府県)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国保連合会が、今までの仮審査又は一次審査の結果をエラーコード毎に市町村・都道府県に通知する際に使用する</li> <li>受給者台帳・事業所台帳等、市町村・都道府県が関係する台帳に変更が発生した場合、変更にかかる審査結果のエラー等を市町村・都道府県に通知することにより、市町村・都道府県は台帳更新を依頼する</li> </ul>
3	一次審査処理結果票(支給量オーバー) (国保連合会 市町村)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国保連合会が、支給量オーバーとなった請求情報を市町村に通知する際に使用する</li> <li>市町村では決定支給量等を超過している請求情報を確認する</li> </ul>
4	一次審査処理結果票 (国保連合会 事業所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国保連合会が、当月受付した請求情報に対して、仮審査又は一次審査で発生したエラー等を事業所に通知する際に使用する</li> </ul>

注 各国保連合会の運用により、一次審査処理結果票の使用についての対応が異なる(使用していない場合がある)

図表3-2 国保連合会における一次審査の流れ(再掲)



図表3-3 一次審査処理結果票

(ID:R11003) 障害者総合支援		一次審査処理結果票				令和〇年〇月〇日 〇〇国民健康保険団体連合会	1頁
市町村番号 999999		市町村名 ○△支払等市		エラー・警告件数			
受給者証番号 9999999999		受給者名 シェイクウ シェイクウ		障害福祉サービス費		1件	
種別※1/コード	1			エラー内容※2			
提供年月	事業所番号	情報1/サービス種類※3/レコード	項目名称1	項目値1	補足1		
事業所名		情報2/サービス種類※3/レコード	項目名称2	項目値2	補足2		
明 EF15	受付:福祉	介護職員処遇改善加算のサービス単位数が算定可能単位数を超えています					
令和〇年〇月	1111111111	請求明細書	22 明細	サービス単位数	250		
事業所A		請求明細書	22 明細	サービスコード	226710	生介処遇改善加算 I	3

※1 種別欄 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票

※2 エラー内容欄(先頭1桁)「※:警告」、「▲:警告(重度)」、「★:警告(エラー移行対象)」、「記号無し:エラー」

※3 情報が実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。

【図表の見方】

市町村等に対する『一次審査処理結果票』では受給者証番号が表示されます。都道府県に対する『一次審査処理結果票』では事業所番号が表示されます。

エラー発生箇所の請求情報やエラー原因と考えられる台帳情報等が名称で表示されます。

エラー原因となった項目にコード値が設定されている場合は、その名称を表示することで具体的な内容が示されます。

注 上図の帳票は市町村等に対して送付されるものの例です。都道府県やサービス提供事業所に対する一次審査処理結果票の内容・レイアウトは、本例とそれぞれ一部異なる場合があります。

【帳票のポイント】

- 市町村等が受給者台帳を、都道府県が事業所台帳をそれぞれ整備しやすいように、市町村等向けには受給者毎に、都道府県向けには事業所毎にまとめて作成されます。
- この例では、事業所から提出された請求情報内に内容上の不一致があります。「生活介護処遇改善加算」を算定する記載があり、かつ、その算定単位数は250単位との記載です。しかし、提供したサービス単位数(明細書情報に記載)の合計に処遇改善加算の所定の加算率を乗じても250単位に満たない(処遇改善加算の算定単位数の算出方法は、報酬告示等を参照してください)ため、250単位は本来算定可能な単位数を超過していることとなります。したがってエラーとされました。

図表3-4 一次審査エラーコード別処理結果票

(ID R11006) 障害者総合支援		一次審査エラーコード別処理結果票				令和〇年〇月〇日 1頁 〇〇国民健康保険団体連合会	
市町村番号 999999		市町村名 ○△支払等市		障害福祉サービス費		エラー・警告件数 1件	
エラーコード	PB28	判定レベル	警告				
エラー内容※1 ※受付：事業所台帳の「福祉専門職員配置等加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません							
種別※2	受給者証番号	受給者氏名	事業所番号	事業所名			
サービス提供年月	情報1/サービス種類※3/レコード	項目名称1	項目値1	項目名称2	項目値2	補足1	補足2
明	9999999999	ジェイクウ シャクメイ	1111111111	事業所A			
令和〇年〇月	請求明細書 事業所台帳	22	明細 サービスコード	226035	生介福祉専門職員配置等加算ⅡⅢ		
		22	サービス 福祉専門職員配置等加算の有無	4			

※1 エラー内容欄（先頭1桁）「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「★：警告（エラー移行対象）」、「記号無し：エラー」  
 ※2 種別欄 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票  
 ※3 情報が実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。

## 【図表の見方】

エラーコード（エラー内容）毎にまとめて作成されます。

エラー発生箇所の請求情報やエラー原因と考えられる台帳情報等が名称で表示されます。

エラー原因となった項目にコード値が設定されている場合は、その名称を表示することで具体的な内容が示されます。

## 【帳票のポイント】

- この例は、事業所から提出された請求情報によると「生活介護福祉専門職員配置等加算」を算定・請求しているのに対し、事業所台帳では「生活介護福祉専門職員配置等加算」を算定する旨届け出ているとされているので、不一致が生じ、エラー（警告）となっているものです。同一事業所について、同様のケースがあれば、本帳票に集約されてくるので、台帳の不備が推測されます。

図表3-5 一次審査処理結果票（支給量オーバー）

決定サービスコード 決定サービス名		関連No. サービス提供年月	受付年月	事業所番号 事業所名	一次 審査結果	サービス 提供量	契約 支給量	決定 支給量	給付 単位数
221000 生活介護基本決定		令和〇年4月	令和〇年5月	1310000011 事業所 A	支払済	3.00	3.00		3,657
		令和〇年4月	令和〇年6月	1310000012 事業所 B	EG60, PP04 PP14	24.00	20.00		20,312
						27.00	23.00	22.00	23,969
221000 (再掲) 生活介護基本決定		令和〇年2月	令和〇年4月	1310000012 事業所 B	支払済	20.00		20.00	
		令和〇年3月	令和〇年5月	1310000012 事業所 B	支払済	23.00		23.00	
		令和〇年4月	令和〇年6月	1310000012 事業所 B	PP14	24.00		22.00	
						67.00		65.00	

【図表の見方】

受給者毎にまとめて作成されます。

関連情報として支払済の情報が表示されるほか、そのサービス提供量が併せて表示されます。該当の受給者が同一サービス提供年月に利用した全体のサービス提供量の把握ができます。

台帳過誤（第5章1参照）に関する明細の場合、「台帳過誤」と表示されます。（本例では非表示）。

一次審査結果にエラーコードが表示されます。

決定サービス名、サービス提供年月毎に「サービス提供量」「契約支給量」「給付単位数」の合計が表示されます。また「決定支給量」も表示されます。

エラーコード「PP14」（下記「参考」参照）が発生している請求情報については、原因特定が容易になるよう、再掲情報が表示されます。再掲情報では、該当の事業所における所定のサービス提供年月の期間について「サービス提供量」「決定支給量」が表示され、併せてそれらの合計が表示されます。

【帳票のポイント】

- ・この例では、事業所Bが月遅れ（6月）で、4月サービス提供分の請求を行ったところ、既に支払済の事業所Aにおける支給量を考慮に入れると支給量オーバーになる旨、一次審査で明らかになったことが示されています。市町村等は事業所Bのサービス提供内容を確認し、「返戻」とするかどうかを判断します。
- ・なお、確認の結果によっては、支払済の事業所Aの4月サービス提供分について、過誤処理が必要となる場合もあることに留意します。

参考 この例で現れたエラーコードのエラーメッセージ

EG60 「 資格：請求明細書のサービス提供日数が原則の日数（当該月の日数から8日を控除した日数）を超えています」

PP04 「 支給量：請求明細書のサービス提供量の合計及び「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています」

PP14 「 支給量：請求明細書のサービス提供量（利用日数）が利用日数管理票の「原則日数の総和」を超えています」

（エラーメッセージの先頭に が付されているのは「警告」、 が付されているのは「警告（重度）」であることを示します）

## 2 一次審査結果資料

### 二次審査のための資料

国保連合会による一次審査を経て、市町村等は二次審査を行います。二次審査では、請求情報のうち、一次審査で「警告」及び「警告（重度）」とされたものについて重点的にチェックし、「支払」とするか「返戻」とするかを判断します<sup>4</sup>。

一次審査結果資料<sup>5</sup>は、国保連合会による一次審査の結果を市町村等へ提供するためのものです（[図表3-6](#)）。この一次審査結果資料をもとに市町村等は二次審査を行います。各帳票の見方やポイントは以下の通りです（[図表3-7～3-13](#)）。

**図表3-6** 一次審査結果資料の構成

項番	帳票(情報)名	内容	交換情報識別番号		形式
			障害福祉	障害児	
1	一次審査結果票（ <a href="#">図表3-7</a> ）	国保連合会での一次審査結果（正常、返戻（予定）、警告）の件数及び給付費等の情報	E7A1	B7A1	PDF
2	一次審査結果票情報		E711	B711	CSV
3	返戻（予定）一覧表（ <a href="#">図表3-8</a> ）	国保連合会の一次審査において、審査結果が返戻（予定）となった請求情報の一覧情報	E7B1	B7B1	PDF
4	返戻（予定）一覧表情報		E7G1	B7G1	CSV
5	警告一覧表（ <a href="#">図表3-9</a> ）	国保連合会の一次審査において、審査結果が警告、又は警告（重度）となった請求情報の一覧情報	E7C1	B7C1	PDF
6	警告一覧表情報		E7H1	B7H1	CSV
7	審査対象明細表（ <a href="#">図表3-10</a> ）	市町村等の二次審査において審査対象となる（支払とするか返戻とするかを判断する）請求情報の詳細情報	E7M1	B7M1	PDF
8	審査対象明細表情報		E7N1	B7N1	CSV
9	支給量オーバーチェックリスト（ <a href="#">図表3-11</a> ）	決定支給量を超過している対象者にかかる請求情報の詳細情報	E7D1	B7D1	PDF
10	支給量オーバーチェックリスト情報		E7J1	B7J1	CSV
11	時効却下リスト（ <a href="#">図表3-12</a> ）	時効による取り下げを行う過誤申立書の一覧情報	E7F1	B7F1	PDF
12	時効却下リスト情報		E7L1	B7L1	CSV
13	請求時効該当確認リスト（ <a href="#">図表3-13</a> ）	消滅時効に該当する各種請求情報の一覧情報	E7E1	B7E1	PDF
14	請求時効該当確認リスト情報		E7K1	B7K1	CSV
15	一次審査済介護給付費・訓練等給付費等請求書情報	一次審査結果を付加した【請求書】の情報	E721	-	CSV
16	一次審査済障害児通所給付費・入所給付費等請求書情報		-	B721	CSV
17	一次審査済計画相談支援給付費請求書情報		E742	-	CSV
18	一次審査済障害児相談支援給付費請求書情報		-	B741	CSV
19	一次審査済明細書等情報		一次審査結果を付加した【明細書】等の情報	E751	B731

<sup>4</sup>一次審査で正常とされた請求情報についても、市町村等が二次審査により不備を認めて返戻とすることができます。

<sup>5</sup>平成29年度までの「市町村審査用資料」の内容を刷新したものです。市町村等での二次審査を効果的・効率的に実施できるよう、表示する項目やエラーメッセージ等に見直しが行われています。

図表3-7 一次審査結果票

(ID:R11420) 障害者総合支援		一 次 審 査 結 果 票				〇〇〇国民健康保険団体連合会	
		令和〇年〇月 受付分					
1 市町村番号 131016 市町村名 千代田区		障害福祉サービス費等					
2		受付件数	正常件数 (内警告件数)	返戻(予定)件数	給付費	自治体助成分 請求額	高額障害福祉 サービス費
給付費	(共同生活除く)	33,154	( 32,228 4,030)	926	4,294,213,996	0	
	(共同生活)	2,022	( 1,996 211)	26	394,020,571	0	
	特定障害者特別給付費	3,421	( 3,334 431)	87	35,772,593		
地域相談支援給付費		331	( 291 5)	40	3,332,028		
計画相談支援給付費		4,455	( 4,251 34)	204	68,202,449		
特例給付費		3	( 1 1)	2	155,027	0	17,225
特例計画相談支援給付費		0	( 0 0)	0	0		
地域生活支援事業等		7,959	( 7,799 7,402)	160	278,994,850		
3 過誤調整			-1,712		-215,134,753	0	0
計		47,924	( 44,854 11,683)	1,358	4,859,556,761	0	17,225
サービス提供実績記録票		37,054	35,836	1,218			
利用者負担上限額管理結果票		272	243	29			

【図表の見方】

市町村等毎にまとめて作成されます。  
給付費等の受付件数、正常件数（内警告件数）、返戻（予定）件数、給付費が表示されます。  
過誤調整の正常件数、給付費等が表示されます。

【帳票のポイント】

- ・「返戻(予定)件数」は、一次審査で「エラー」となった請求の件数です。
- ・障害児給付費にかかる『一次審査結果票』の見方も、この帳票と同様です。

図表3-8 返戻（予定）一覧表

(ID:R11301) 障害者総合支援		返戻（予定）一覧表			令和〇年〇月〇日 1頁 〇〇〇国民健康保険団体連合会		
		令和〇年〇月 受付分					
1 証記載市町村番号 131016 証記載市町村名 千代田区		障害福祉サービス費					
受給者証番号 エラーコード	受給者氏名	事業所番号	事業所名	サービス提供年月	種別サービス ※1 種類※2	単位数	備考
1300000100	ジュキョウ 知ゆ	1310000012	事業所B	令和〇年〇月	サ	07	者-000001
2 PT85: 受付: 実績記録票の「サービス提供の状況」に「欠席(欠席時対応加算)」が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません							
1300000100	ジュキョウ 知ゆ	1310000012	事業所B	令和〇年〇月	サ	07	者-000001
3 警告 PT79 ※受付: 食事提供加算が算定されている日に訪問支援特別加算、欠席時対応加算、施設外支援、または移行準備支援体制加算が算定されています							
							5 -1
							5 -2
							5 -3

※1 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票  
 ※2 種別がサービス提供実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。  
 ※3 内容欄(先頭1桁) 「※:警告」、「▲:警告(重度)」、「★:警告(エラー移行対象)」、「記号無し:エラー」

【図表の見方】

市町村等毎にまとめて作成されます。

受給者証番号が表示されます。受給者証番号が優先してソートされるため受給者単位で確認を行えます。

「一次審査結果」が表示されます。警告の場合は「警告」、警告（重度）の場合は「重度」と表示されます。エラーの場合は表示なし（空白）となります。

エラーメッセージが表示されます。先頭1桁の記号は一次審査の区分を示しています（帳票フッター欄の凡例 3を参照）。

-1 『審査対象明細表』の出力対象となる明細について、「関連」が表示されます。「関連」は障害福祉サービス費の場合「者-999999」の形式で表示されます（障害児 給付費の場合「児-999999」、地域生活支援事業等の場合「地-999999」）。『審査対象明細表』をあわせて参照します。

-2 台帳過誤（第5章1参照）に関する明細の場合、「台帳過誤」と表示されます。

-3 『支給量オーバーチェックリスト』の出力対象となる明細について、備考欄に「オーバー」が表示されます。『支給量オーバーチェックリスト』をあわせて参照します。

【帳票のポイント】

- ・同一の請求情報でエラーと警告が同時に発生している場合、判定レベル（警告、警告（重度））のエラー内容は、『警告一覧表』には表示されず、『返戻（予定）一覧表』に表示されます。
- ・この例の場合、生活介護（サービス提供実績記録票様式種別番号：0701）の欠席時対応加算（急病等により利用者が欠席した場合の連絡調整等に対する加算）を算定している日に、送迎加算を算定しているという不一致があるため、エラー「PT85」とあわせて警告「PT79」が表示されます。
- ・エラーが発生している請求情報は審査の対象とせず、「返戻」扱いになります。

図表3-9 警告一覧表

(ID:R11302) 障害者総合支援		警告一覧表			令和〇年〇月〇日 1頁 〇〇〇国民健康保険団体連合会		
		令和〇年〇月 受付分					
証記載市町村番号 131016		障害福祉サービス費					
証記載市町村名 千代田区							
受給者証番号 エラーコード	受給者氏名	事業所番号	事業所名	サービス提供年月	種別 サービス ※1:種別※2:	単位数	備考
1300000100	シキキウ 知り	1310000012 事業所B	内容※3	令和〇年〇月 明 22		20,312	者-000001
重量度 PP89	▲支給量: 請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています						
1300000100	シキキウ 知り	1310000012 事業所B		令和〇年〇月 明 22		20,312	者-000001, オ-ハ-
EG60	※資格: 請求明細書のサービス提供日数が原則の日数(当該月の日数から8日を控除した日数)を超えています						
1300000100	シキキウ 知り	1310000012 事業所B		令和〇年〇月 明 22			者-000001
EN09	※資格: 請求明細書のサービス提供量が事業所との「契約支給量」を超えています						
1300000100	シキキウ 知り	1310000012 事業所B		令和〇年〇月 明 22		20,312	者-000001, オ-ハ-
重量度 PP04	▲支給量: 請求明細書のサービス提供量の合計または他事業所との「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています						
1300000100	シキキウ 知り	1310000012 事業所B		令和〇年〇月 明 22		20,312	者-000001, オ-ハ-
重量度 PPI4	▲支給量: 請求明細書のサービス提供量(利用日数)が利用日数管理票の「原則日数の総和」を超えています						
							5-1 5-3
							5-2

※1 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票  
 ※2 種別がサービス提供実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。  
 ※3 内容欄(先頭1桁) 「※:警告」、「▲:警告(重量度)」、「★:警告(エラー移行対象)」

【図表の見方】

市町村等毎にまとめて作成されます。

受給者証番号が表示されます。受給者証番号が優先してソートされるため受給者単位で確認を行えます。

「一次審査結果」が表示されます。警告(重量度)の場合は「重量度」と表示されます。警告の場合は表示なし(空白)となります。

エラーメッセージが表示されます。先頭1桁の記号は一次審査の区分を示しています(帳票フッター欄の凡例 3を参照)。

-1 『審査対象明細表』の出力対象となる明細について、「関連」が表示されます。「関連」は障害福祉サービス費の場合「者-999999」の形式で表示されます(障害児給付費の場合「児-999999」、地域生活支援事業等の場合「地-999999」)。「審査対象明細表」をあわせて参照します。

-2 台帳過誤(第5章1参照)に関する明細の場合、「台帳過誤」と表示されます。

-3 『支給量オーバーチェックリスト』の出力対象となる明細について、備考欄に「オーバー」が表示されます。「支給量オーバーチェックリスト」をあわせて参照します。

【帳票のポイント】

- 同一の請求情報でエラーと警告が同時に発生している場合、判定レベル(警告、警告(重量度))のエラー内容は、この『警告一覧表』には表示されません。それらは『返戻(予定)一覧表』に表示されます。エラーを含んだ請求情報は審査の対象外となり、「返戻」として扱います。
- この例の場合、同一の受給者について複数の「警告」が出ています。特に「警告(重量度)」となっている点について確認し、「返戻」とするかどうかを判断します。
- この例の対応としては、「警告(重量度)」であるエラーコード「PP89」が発生していることから、実績記録票がエラーとなっている状況について、『審査対象明細表』等から確認します。そのうえで請求に問題がないと判断できれば、「支払」とすることが考えられます。

図表3-10 審査対象明細表

(ID:R11205) 障害者総合支援		審査対象明細表		令和〇年〇月〇日 1頁 〇〇〇国民健康保険団体連合会	
関連No.	者-000001	令和〇年〇月 受付分 障害福祉サービス費			
証記載市町村番号	131016	証記載市町村名	千代田区		
受給者証番号	1300000100	受給者氏名	ジユキウ タウ		
事業所番号	1310000012	事業所名	事業所B		
サービス提供年月	令和〇年〇月	一次審査結果	明細書 警告、警告（重度） 実績記録 警告、返戻	相談支援	—
単位数	20,312		実績記録 警告、返戻	上限管理	—
コード	内 容※1				
種別	情報1/サービス種類※3/レコード	項目名称1	項目値1	補足1	一次審査結果
※2	情報2/サービス種類※3/レコード	項目名称2	項目値2	補足2	
E660	※資格：請求明細書のサービス提供日数が原則の日数（当該月の日数から8日を控除した日数）を超えています				
3	明	請求明細書	22 明細 回数	24	警告
	明	請求明細書	22 明細 決定サービスコード	221000	生活介護基本決定
PP04	▲支給量：請求明細書のサービス提供量の合計または他事業所との「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています				
明	請求明細書	22 明細 決定サービスコード	221000	生活介護基本決定	警告
PP14	▲支給量：請求明細書のサービス提供量（利用日数）が利用日数管理票の「原則日数の総和」を超えています				
明	請求明細書	22 明細 決定サービスコード	221000	生活介護基本決定	警告
PP89	▲支給量：請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています				
明	請求明細書	22 集計 サービス種類コード	22	生活介護	警告（重度）
EN09	※資格：請求明細書のサービス提供量が事業所との「契約支給量」を超えています				
明	請求明細書	22 契約 決定サービスコード	221000	生活介護基本決定	警告
	請求明細書	22 契約 契約支給量	20		
PT85	受付：実績記録票の「サービス提供の状況」に「欠席（欠席時対応加算）」が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません				
サ	実績記録票	07 明細 日付	10		返戻
	サ	実績記録票	07 明細 送迎加算 復	1	
PT79	※受付：食事提供加算が算定されている日に訪問支援特別加算、欠席時対応加算、施設外支援、または移行準備支援体制加算が算定されています				
サ	実績記録票	07 明細 日付	5		警告

※1 内容欄（先頭1桁） 「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「★：警告（エラー移行対象）」、「記号無し：エラー」  
 ※2 明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票  
 ※3 情報が実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。

【図表の見方】

「関連」毎にまとめて作成されます。

各請求情報で発生している一次審査結果がすべて表示されます。当月受け付けた請求情報が存在しない場合は「」が表示されます。

請求情報の種別を表示します（帳票フッター欄の凡例 2を参照）。

請求情報の情報、サービス種類、レコードが表示されます。

請求情報の内容に応じて、項目名称、項目値、補足が表示されます。

一次審査結果が表示されます。

【帳票のポイント】

- 『審査対象明細表』は、市町村等の二次審査において審査対象となる（支払とするか返戻とするかを判断する）請求情報に発生している警告等の詳細な内容を確認するための資料です。
- 一つの請求情報について、一次審査で発生した「エラー」「警告」「警告（重度）」をまとめて表示し、あわせて一次審査時に使用した値（請求情報の値と比較対象の値）も表示しているため、エラー原因、エラー箇所の特定に用いることができます。
- この例の場合、関連「者-000001」の月受付分について、複数の「警告」が出ています。特に「警告（重度）」となっている点について確認し、「返戻」とするかどうかを判断します。
- この例の対応としては、 から に示されているとおり、請求明細書のサービス提供日数が原則を超えて24回となっていることについて、特段の事情があるのか事業所に確認することが考えられます。
- また、 に示されているように、エラーコード「PP89」が発生していることから、実績記録票がエラーとなっている状況について、この『審査対象明細表』の該当箇所等から確認します（ ）。
- この例の場合、月10日に「欠席（欠席時対応加算）」と「送迎加算 復」を同時に設定している生活介護サービス提供実績記録票（様式種別番号：0701）が、一次審査（受付審査）で「エラー」とされています。

図表3-11 支給量オーバーチェックリスト

証記載市町村番号		証記載市町村名		令和〇年6月 受付分					
131016		千代田区							
受給者証番号		受給者氏名							
130000100		ジユキウ タロウ		障害福祉サービス費					
決定サービスコード	決定サービス名	関連No. サービス提供年月	受付年月	事業所番号 事業所名	一次審査結果	サービス提供量	契約支給量	決定支給量	給付単位数
221000	生活介護基本決定	令和〇年4月	令和〇年5月	1310000011 事業所A	支払済	3.00	3.00		3,657
		者-000001	令和〇年4月	1310000012 事業所B	EG60, PP04 PP14	24.00	20.00		20,312
						27.00	23.00	22.00	23,969
221000 (再掲)	生活介護基本決定	令和〇年2月	令和〇年4月	1310000012 事業所B	支払済	20.00		20.00	
			令和〇年3月	1310000012 事業所B	支払済	23.00		23.00	
		者-000001	令和〇年4月	1310000012 事業所B	PP14	24.00		22.00	
						67.00		65.00	

【図表の見方】

受給者毎にまとめて作成されます。

関連情報として支払済の情報が表示されるほか、そのサービス提供量が併せて表示されます。該当の受給者が同一サービス提供年月に利用した全体のサービス提供量の把握ができます。

『警告一覧表』との関連を示す「関連」が表示され、関連付けが効果的・効率的に行えます。なお、台帳過誤（第5章1参照）に関する明細の場合、「台帳過誤」と表示されます。

一次審査結果にエラーコードが表示されます。

決定サービス名、サービス提供年月毎に「サービス提供量」「契約支給量」「給付単位数」の合計が表示されます。また「決定支給量」も表示されます。

エラーコード「PP14」（下記「参考」参照）が発生している請求情報については、原因特定が容易になるよう、再掲情報が表示されます。再掲情報では、該当の事業所における所定のサービス提供年月の期間について「サービス提供量」「決定支給量」が表示され、併せてそれらの合計が表示されます。

【帳票のポイント】

- この例では、事業所Bが月遅れ（6月）で、4月サービス提供分の請求を行ったところ、既に支払済の事業所Aにおける支給量を考慮に入れると支給量オーバーになる旨、一次審査で明らかになったことが示されています。市町村等は事業所Bのサービス提供内容を確認し、「返戻」とするかどうかを判断します。
- なお、確認の結果によっては、支払済の事業所Aの4月サービス提供分について、過誤処理が必要となる場合もあることに留意します。

参考 この例で現れたエラーコードのエラーメッセージ

- EG60 「資格：請求明細書のサービス提供日数が原則の日数（当該月の日数から8日を控除した日数）を超えています」
  - PP04 「支給量：請求明細書のサービス提供量の合計及び「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています」
  - PP14 「支給量：請求明細書のサービス提供量（利用日数）が利用日数管理票の「原則日数の総和」を超えています」
- （エラーメッセージの先頭に が付されているのは「警告」、 が付されているのは「警告（重度）」であることを示します）





### 一次審査結果資料間の関連

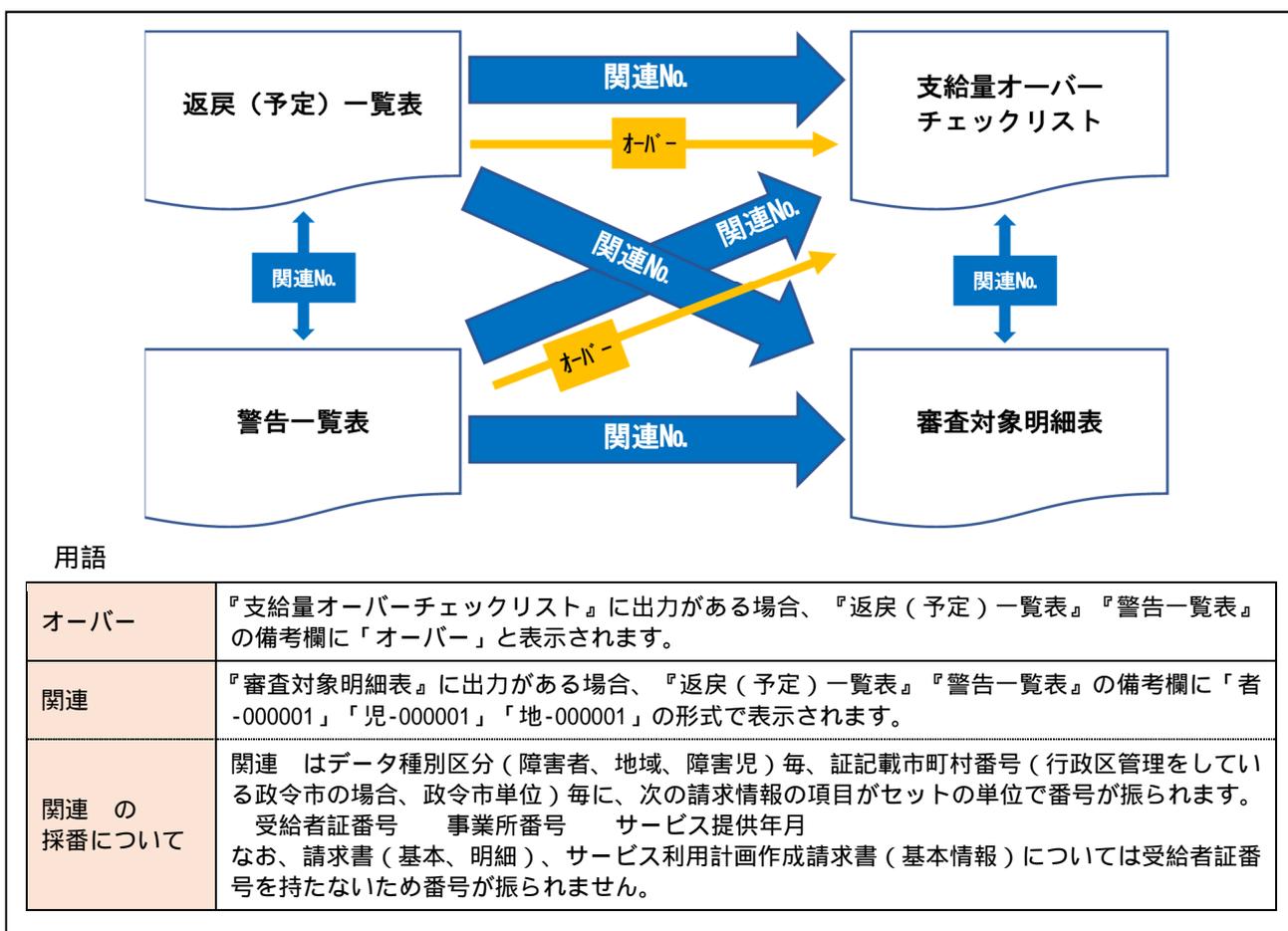
二次審査で適切な判断を行うためには、発生している警告の原因を特定することが大切です。また、必要に応じてエラー・警告の原因を解消することが次月以降の円滑な審査につながります。

そのため、二次審査においては、一次審査結果資料のそれぞれの帳票（情報）の特徴を理解し、これらを相互に参照しながら審査を行います。具体的には、審査対象となる（支払か返戻かを判断する）請求情報が集約される『審査対象明細表』を中心に確認を行い、必要に応じて他の帳票を参照していくという方法が考えられます。

『審査対象明細表』との関連を示すため、『返戻（予定）一覧表』『警告一覧表』の備考欄には「関連」が表示されています。また、『支給量オーバーチェックリスト』の出力がある場合は、『返戻（予定）一覧表』『警告一覧表』の備考欄に「オーバー」と表示されています（[図表3-14](#)・[3-15](#)）。

6 台帳情報の誤りを修正する、サービス提供実績記録票の正確な入力方法を事業所に伝えるなどの対応が考えられます。

図表3-14 一次審査結果資料間の関連



図表3-15 一次審査結果資料間の関連（例）

(ID:R11301) 障害者総合支援 返戻（予定）一覧表 令和〇年〇月〇日 1頁  
〇〇〇国民健康保険団体連合会  
令和〇年〇月 受付分

受給者証番号	受給者氏名	事業所番号	事業所名	サービス提供年月	種別	サービス提供単位数	備考
1300000100	シヰキリ 知子	1310000012	事業所B	令和〇年〇月	サ 07	者-000001	PT85 受付：実績記録票の「サービス提供の状況」に「欠席（欠席時対応加算）」が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません
1300000100	シヰキリ 知子	1310000012	事業所B	令和〇年〇月	サ 07	者-000001	警告 PT79 ※受付：食事提供加算が算定されている日に訪問支援特別加算、欠席時対応加算、施設外支援、または移行準備支援体制加算が算定されています

(ID:R11302) 障害者総合支援 警告一覧表 平成30年 6月18日 1頁  
〇〇〇国民健康保険団体連合会  
令和××年 ×月 受付分

受給者証番号	受給者氏名	事業所番号	事業所名	サービス提供年月	種別	サービス提供単位数	備考
1300000100	シヰキリ 知子	1310000012	事業所B	平成30年 4月 明 22	20,312	者-000001	PP99 ▲支給量：請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています
1300000100	シヰキリ 知子	1310000012	事業所B	平成30年 4月 明 22	20,312	者-000001	E660 ※資格：請求明細書のサービス提供日数が原則の日数（当該月の日数から8日を控除した日数）を超えています
1300000100	シヰキリ 知子	1310000012	事業所B	平成30年 4月 明 22	20,312	者-000001	EN09 ※資格：請求明細書のサービス提供量が事業所との「契約支給量」を超えています
1300000100	シヰキリ 知子	1310000012	事業所B	平成30年 4月 明 22	20,312	者-000001	PP04 ▲支給量：請求明細書のサービス提供量の合計または他事業所との「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています
1300000100	シヰキリ 知子	1310000012	事業所B	平成30年 4月 明 22	20,312	者-000001	PP14 ▲支給量：請求明細書のサービス提供量（利用日数）が利用日数管理票の「原則日数の総和」を超えています

(ID:R11203) 障害者総合支援 支給量オーバーチェックリスト 令和〇年〇月〇日 1頁  
〇〇〇国民健康保険団体連合会  
令和〇年〇月 受付分

決定サービスコード	決定サービス名	関連サービス提供年月	受付年月	事業所番号	事業所名	一次審査結果	サービス提供量	契約支給量	決定支給量	給付単位数
221000	生活介護基本決定	令和〇年4月	令和〇年6月	1310000011	事業所A	支払済	3.00	3.00		3.657
		者-000001	令和〇年4月	1310000012	事業所B	E660, PP04, PP14	24.00	20.00		20.312
			令和〇年4月				27.00	23.00	22.00	23.968

(ID:R11205) 障害者総合支援 審査対象明細表 令和〇年〇月〇日 1頁  
〇〇〇国民健康保険団体連合会  
令和〇年〇月 受付分  
障害福祉サービス費

コード	種別	情報1 / サービス種類※3 / レコード	項目名称1	項目値1	補足1	一次審査結果
E660	※資格	請求明細書のサービス提供日数が原則の日数（当該月の日数から8日を控除した日数）を超えています				警告
明	請求明細書	22	明細 回数	24		
明	請求明細書	22	明細 決定サービスコード	221000	生活介護基本決定	
PP04	▲支給量	請求明細書のサービス提供量の合計または他事業所との「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています				警告
明	請求明細書	22	明細 決定サービスコード	221000	生活介護基本決定	
PP14	▲支給量	請求明細書のサービス提供量（利用日数）が利用日数管理票の「原則日数の総和」を超えています				警告
明	請求明細書	22	明細 決定サービスコード	221000	生活介護基本決定	
PP99	▲支給量	請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています				警告
明	請求明細書	22	集計 サービス種類コード	22	生活介護	
EN09	※資格	請求明細書のサービス提供量が事業所との「契約支給量」を超えています				警告
明	請求明細書	22	契約 決定サービスコード	221000	生活介護基本決定	
明	請求明細書	22	契約 契約支給量	20		
PT85	受付	実績記録票の「サービス提供の状況」に「欠席（欠席時対応加算）」が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません				返戻
サ	実績記録票	07	明細 日付	10		
サ	実績記録票	07	明細 送迎加算 復	1		
PT79	※受付	食事提供加算が算定されている日に訪問支援特別加算、欠席時対応加算、施設外支援、または移行準備支援体制加算が算定されています				警告
サ	実績記録票	07	明細 日付	5		

者-000001

『返戻（予定）一覧表』備考欄の「関連」毎の請求情報が『審査対象明細表』に集約されます。

者-000001

『返戻（予定）一覧表』及び『警告一覧表』備考欄に「オーバー」とある情報が『支給量オーバーチェックリスト』に集約されます。

者-000001

『警告一覧表』備考欄の「関連」毎の請求情報が『審査対象明細表』に集約されます。

# 審査事務にかかる 事務処理マニュアル

## 第4章 二次審査

## 1 警告（重度）の確認と判定

### 二次審査と「警告（重度）」

市町村等は、国保連合会が行う一次審査で「警告」及び「警告（重度）」となった項目について、「支払」とするか「返戻」とするかの判断等を行います（[図表4-1](#)）<sup>1</sup>。これを「二次審査」といいます。

「警告（重度）」とは、返戻率<sup>2</sup>が高いもの等、「警告」のなかでも市町村等において特に確認が必要となる項目を区別したものです。市町村等での審査が効果的・効率的に行われることを目的として、平成30年4月サービス提供分から導入されています。

なお、一次審査の結果は「審査対象明細表」等、国保連合会が市町村等に提供する一次審査結果資料に記されています。また、「警告」のエラーメッセージの先頭には「**警告**」、「警告（重度）」のエラーメッセージの先頭には「**警告（重度）**」が付されています<sup>3</sup>。

さらに「警告」のうち、台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、段階的に「エラー（返戻）」への移行が進められており、エラー移行するまでの期間、エラーメッセージの先頭には「**エラー**」が付されます。

**図表4-1** 一次審査結果の取扱い

一次審査結果	内容	二次審査結果
正常	一次審査でエラー・警告がない場合。支払処理が可能となる。	支払
警告	国保連合会が保有する情報では、「正常」と判断できない場合。	支払
警告（重度）	市町村等による二次審査の結果、「返戻」にしない限り、支払処理が可能となる。	返戻
エラー	記載誤りや不備、各種台帳とのチェックでエラーが発生した場合。返戻対象となり支払処理は行わない。	返戻

### 「警告（重度）」となる理由

「警告（重度）」となる請求は、「警告」のうち、特に市町村等の確認が必要と考えられるもの（特例措置があるもの）に該当するものです。「警告（重度）」は主に以下の3つに分類でき、これらの観点を踏まえて二次審査を行います。

#### A．報酬の算定ルール上、市町村等の個別の判断が必要となるもの

報酬の算定ルール上、市町村等の裁量となっているものについては、市町村等の二次審査において支払可否を判断します。

<sup>1</sup>一次審査で「正常」とされた請求は原則的に「支払」とします。「エラー」となったものは二次審査の対象外であり、原則的に「返戻」となります。

<sup>2</sup>国保連合会の審査（点検）により「警告」とされた請求情報のうち、市町村等が「返戻」としたものの割合をいいます。

<sup>3</sup>記号に続く「受付」「資格」「支給量」の文字はそれぞれ、一次審査の「受付審査」「資格審査」「支給量審査」の各段階のチェックでエラーとなっています。図表4-3の各メッセージを参照。

## B．複数事業所が関係する請求であり、どの請求が正しいか機械的に判断できないもの

複数事業所が関係する請求について、利用者負担上限額管理の内容誤りや決定支給量を超過している場合等、どの事業所の請求が誤っているのかが一次審査で機械的に判断することができないものは市町村等の二次審査において支払可否を判断します。

## C．入院または外泊について、機械的に判断できないケースがあるもの

入院又は外泊について、サービス提供実績記録票に連続して記載がされていた場合、途中で一度、施設等に戻ることがあったとしても、機械的には連続して入院又は外泊していたものと判断することになるため、市町村等の二次審査において支払可否を判断します<sup>4</sup>。

### 「警告（重度）」の原因と対応

次ページ以降では「警告（重度）」のエラーコードを示し、それぞれの原因や二次審査の際の観点を記しています<sup>5</sup>。これらの考え方を参考に、「警告（重度）」となった請求の二次審査を行います。

<sup>4</sup>例えば、外泊期間中に日帰りで施設に戻り、食事の提供を受けた場合等が該当します。  
<sup>5</sup>各エラーコードについての記述は実際の請求内容等によって原因や対処方法が異なる場合がありますのでご留意ください。

図表4-2 本章で使用している略称

略称	名称
【請求書】	請求書 <a href="#">注</a>
【明細書】	請求明細書 <a href="#">注</a>
【実績記録票】	サービス提供実績記録票 <a href="#">注</a>
【上限額管理結果票】	利用者負担上限額管理結果票 <a href="#">注</a>
障害福祉サービス報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）
障害福祉サービス留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
障害児通所報酬告示	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）
障害児入所報酬告示	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）
障害児支援留意事項通知	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

[注](#) 第2章 [図表2-10](#) 「請求情報の様式」を参照

## コラム

### 提供通番

提供通番とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共同生活援助（受託居宅介護サービス費）のサービス提供に対して、事業所が作成する実績記録票情報の明細情報レコード（サービス提供時間）に設定される番号です。サービス提供年月内でサービス提供の順に1から通番を設定しますが、一連のサービス提供が行われた場合や複数回のサービスを1回のサービスとして扱う場合には同一の番号を設定します。

図表4-3 警告（重度）エラーコード

項番	エラーコード	メッセージ	掲載頁
A. 報酬の算定ルール上、市町村等の個別の判断が必要となるもの			
1	EE38	受付：請求額集計欄の「A型減免・事業者減免額」が事業所台帳の「就労継続A型事業者負担減免額」と一致していません	98
2	EE57	受付：事業所台帳の事業者負担減免届出が「減額」の場合、「事業者減免額」は「上限月額調整」か事業所台帳の減免額の少ない額となります	100
3	EF67	受付：居宅介護支援事業所等連携加算（情報提供以外）と基本報酬は同月に算定できません	102
4	EF70	受付：保育・教育等移行支援加算（情報提供以外）と基本報酬は同月に算定できません	102
5	EG22	資格：請求明細書のサービス開始日等の「終了年月日」が受給者台帳の「決定支給期間（終了年月日）」を超えています	104
6	EG50	資格：受給者台帳の支給決定における有効期間外のサービス提供実績があります	110
7	EH02	資格：モニタリング日の年月に一致する受給者台帳の「モニタリング対象月」が無しのため継続サービス利用支援費は算定できません	112
8	EH03	資格：モニタリング日の年月に一致する障害児支援受給者台帳の「モニタリング対象月」が無しのため継続障害児支援利用援助費は算定できません	114
9	EH04	資格：継続サービス利用支援費が算定されていますが、受給者台帳の同月及び前月の「モニタリング対象月」に無しが設定されています	116
10	EH06	資格：継続障害児支援利用援助費が算定されていますが、受給者台帳の同月及び前月の「モニタリング対象月」に無しが設定されています	116
11	EL30	受付：地域移行加算の「退所後算定日」と「退所日」に同日が設定されています	118
12	EL63	受付：実績記録票の地域移行加算の「退所日」の年月が「サービス提供年月」と一致していません	120
13	EL77	受付：実績記録票の自立生活支援加算（ ）の「退居後算定日」が「退居日」と同日です	122
14	EL92	受付：実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日（年月日）」と「移行日（年月日）」に同日が設定されています	124
15	PA40	資格：受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です	126
16	PA72	受付：初回加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月であることが必要です	132
17	PA99	受付：事業所台帳の重度知的障害児収容棟設置、または肢体不自由児施設重度病棟設置が「無し」のため、重度障害児支援加算は算定できません	134
18	PB54	受付：事業所台帳の「開所時間減算区分」の登録内容に該当する請求ではありません	136
19	PB57	受付：福祉専門職員等連携加算を算定するサービス提供年月がサービス開始年月日から90日を超えています	138
20	PB72	受付：事業所台帳の「夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数に満たない請求となっています	140
21	PB78	受付：事業所台帳の「送迎加算の有無」が「 」のため、送迎加算（ ）は算定できません	142
22	PB79	受付：事業所台帳の「送迎加算の有無」が「 」のため、送迎加算（ ）は算定できません	144
23	PC08	受付：事業所台帳の「大規模減算の有無」が「有り」のため、大規模減算の報酬の請求が必要です	148
24	PC31	受付：事業所台帳の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数に満たない請求となっています	150
25	PC49	受付：事業所台帳の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」に「1」以上が設定されている有効な情報が登録されていません	152
26	PC56	資格：受給者台帳の「利用者負担上限月額」が「0円」の場合に、利用者負担上限額管理加算が算定されています	154
27	PC58	資格：受給者台帳の「市町村が定める額」が「0円」の場合に、利用者負担上限額管理加算が算定されています	156
28	PJ25	資格：受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です	158
29	PJ50	受付：障害児施設台帳の重度知的障害児収容棟設置、または肢体不自由児施設重度病棟設置が「無し」のため重度障害児支援加算は算定できません	160
30	PJ72	受付：障害児施設台帳の「開所時間減算の有無」が「有り」のため、開所時間減算後の報酬の請求が必要です	170
31	PJ73	受付：障害児施設台帳の「開所時間減算区分」の登録内容に該当する請求ではありません	172

第1章  
はじめに

第2章  
審査事務の概要

第3章  
国保連合会からの提供資料

第4章  
二次審査

第5章  
過誤処理

第6章  
FAQ（よくあるエラー）

第4章 二次審査

32	PK15	受付:初回加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月であることが必要です	184
33	PK18	受付:障害児施設台帳の「児童指導員等加配加算の有無」が「専門職員」の場合に、特別支援加算が算定されています(但し保育士を除く)	186
34	PK19	受付:障害児施設台帳の「児童指導員等加配加算( )の有無」が「専門職員」の場合に、特別支援加算が算定されています(但し保育士を除く)	188
35	PK20	受付:障害児施設台帳の「看護職員加配加算の有無」が「無し」以外の場合に、医療連携体制加算が算定されています	190
36	PK21	受付:障害児施設台帳の「看護職員加配加算(重度)の有無」が「無し」以外の場合に、医療連携体制加算が算定されています	192
37	PK29	資格:障害児支援受給者台帳の「無償化対象区分」が「対象」の場合に、利用者負担上限額管理加算が算定されています	194
38	PK43	受付:個別サポート加算( )が算定されています(当該加算の算定可能な児童であるか確認が必要です)	196
39	PK47	資格:障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限月額」が「0円」の場合に、利用者負担上限額管理加算が算定されています	154
40	PK49	資格:障害児支援受給者台帳の「多子軽減対象区分」が「第3子以降軽減対象児童」の場合に、利用者負担上限額管理加算が算定されています	198
41	PK50	資格:障害児支援受給者台帳の「都道府県等が定める額」が「0円」の場合に、利用者負担上限額管理加算が算定されています	156
42	PP16	支給量:請求明細書の「実費算定額」が実績記録票の実費算定の合計の「実費合計額(円)」と一致していません	208
43	PP53	支給量:請求明細書の地域移行体験宿泊加算 の「回数」の合計が実績記録票の地域移行体験宿泊加算 の算定回数の合計と一致していません	212
44	PP54	支給量:請求明細書の地域移行体験宿泊加算 の「回数」の合計が実績記録票の地域移行体験宿泊加算 の算定回数の合計と一致していません	214
45	PP85	支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)が一次審査でエラーとなっています	230
46	PP87	支給量:請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-2)が一次審査でエラーとなっています	232
47	PP88	支給量:請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が届いていません	234
48	PP89	支給量:請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています	236
49	PQ34	支給量:請求明細書の地域移行体験利用加算 の「回数」の合計が実績記録票の地域移行体験利用加算 の算定回数の合計と一致していません	312
50	PQ35	支給量:請求明細書の地域移行体験利用加算 の「回数」の合計が実績記録票の地域移行体験利用加算 の算定回数の合計と一致していません	314
51	PQ65	支給量:請求明細書の「サービス提供年月」が実績記録票の「通所施設移行支援加算:算定日(年月日)」の年月と一致していません	316
52	PQ79	支給量:経過措置該当サービスのため、実績記録票が届いていません	322
53	PQ91	支給量:請求明細書の送迎加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績送迎加算(回)」を超えています	324
54	PQ96	支給量:請求明細書の「実費算定額」が実績記録票の実費算定の合計の「実費合計額(円)」を超えています	326
55	PR42	支給量:基本報酬を算定する場合、実績記録票の「支援レポート共有日」の年月は「サービス提供年月」と同月または翌月であることが必要です	328
56	PU46	受付:サービス提供の間隔が2時間未満の場合、「提供通番」は同一番号の設定が必要です	348
57	PU58	受付:「算定時間数」が「開始時間」と「終了時間」から算出した時間数を超過し、かつ最小算定時間を満たしていない明細が存在しています	350
58	PW76	受付:食事提供加算が算定されている日に家庭連携加算が算定されています	352
<b>B. 複数事業所が関係する請求であり、どの請求が正しいか機械的に判断できないもの</b>			
1	EG26	資格:請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません	106
2	EG37	資格:利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限額情報:利用者負担上限月額」と一致していません	108
3	PP04	支給量:請求明細書のサービス提供量の合計及び「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています	200

4	PP05	支給量:請求明細書のサービス提供量の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えており、かつサービス提供量が「契約支給量」を超えています	202
5	PP06	支給量:請求明細書のサービス提供量の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えており、かつサービス提供量は「契約支給量」を超えていません	204
6	PP14	支給量:請求明細書のサービス提供量(利用日数)が利用日数管理票の「原則日数の総和」を超えています	206
7	PP51	支給量:請求明細書の特定障害者特別給付費の「給付費請求額」の合計が助成上限額(10,000円)を超えています	210
8	PP73	支給量:上限額管理事業所における上限額管理結果票の「総費用額」が請求明細書の「総費用額」と一致していません	218
9	PP75	支給量:上限額管理事業所における上限額管理結果票の「利用者負担額」が請求明細書の利用者負担額と一致していません	220
10	PP77	支給量:上限額管理事業所における上限額管理結果票の「管理結果後利用者負担額」が請求明細書の「決定利用者負担額」と一致していません	222
11	PP79	支給量:請求明細書に該当する上限額管理結果票が受付、または資格審査でエラーとなっています	224
12	PP80	支給量:上限額管理事業所において請求明細書に該当する上限額管理結果票が届いていません	226
13	PP82	支給量:上限額管理事業所で請求明細書の「上限額管理事業所・管理結果」が上限額管理結果票の「利用者負担上限額管理結果」と一致してません	228
14	PP96	支給量:居宅介護サービスの実績記録票の「派遣人数」が複数事業所による同一サービス提供時間で2人を超えています	250
15	PP97	支給量:居宅介護サービスの実績記録票の「サービス内容」に対し、他事業所で同一サービス提供時間で重複できないサービスが算定されています	252
16	PP98	支給量:他の行動援護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	254
17	PP99	支給量:他の重度訪問介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	256
18	PQ01	支給量:他の共同生活援助サービス(外部サービス利用型)と実績記録票のサービス提供時間が重複しています	258
19	PQ02	支給量:他の同行援護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	260
20	PQ03	支給量:行動援護サービスの実績記録票の「派遣人数」が複数事業所による同一サービス提供時間で2人を超えています	262
21	PQ04	支給量:他の居宅介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	264
22	PQ05	支給量:重度訪問介護サービスの実績記録票の「派遣人数」が複数事業所による同一サービス提供時間で2人を超えています	266
23	PQ06	支給量:同行援護サービスの実績記録票の「派遣人数」が複数事業所による同一サービス提供時間で2人を超えています	268
24	PQ07	支給量:他の生活介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	270
25	PQ08	支給量:他の自立訓練(機能訓練)サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	272
26	PQ09	支給量:他の自立訓練(生活訓練)サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています	274
27	PQ10	支給量:他の就労移行支援と実績記録票のサービス提供時間が重複しています	276
28	PQ11	支給量:他の就労継続支援と実績記録票のサービス提供時間が重複しています	278
29	PQ12	支給量:同じ日付に他の生活介護サービスの提供実績が存在しています	280
30	PQ13	支給量:同じ日付に他の自立訓練(機能訓練)の提供実績が存在しています	282
31	PQ14	支給量:同じ日付に他の自立訓練(生活訓練)の提供実績が存在しています	284
32	PQ15	支給量:同じ日付に他の就労移行支援の提供実績が存在しています	286
33	PQ16	支給量:同じ日付に他の就労継続支援の提供実績が存在しています	288
34	PQ17	支給量:同じ日付に他の施設入所支援の提供実績が存在しています	290
35	PQ18	支給量:同じ日付に他の宿泊型自立訓練サービスの提供実績が存在しています	292
36	PQ19	支給量:同じ日付に他の共同生活援助サービスの提供実績が存在しています	294
37	PQ20	支給量:請求明細書の「決定利用者負担額」を合計した値が受給者台帳の「利用者負担上限月額」を超えています	296
38	PQ26	支給量:同じ日付に他の児童発達支援サービスの提供実績が存在しています	302
39	PQ27	支給量:同じ日付に他の医療型児童発達支援サービスの提供実績が存在しています	304
40	PQ28	支給量:同じ日付に他の放課後等デイサービスの提供実績が存在しています	306
41	PQ29	支給量:同じ日付に他の保育所等訪問支援サービスの提供実績が存在しています	308

第1章	はじめに
第2章	審査事務の概要
第3章	国保連合会からの提供資料
第4章	二次審査
第5章	過誤処理
第6章	F A Q (よくあるエラー)

第4章 二次審査

42	PQ30	支給量:同じ日付に他の障害児入所支援サービスの提供実績が存在しています	310
43	PR46	支給量:自立生活援助サービスの基本報酬が他事業所で算定されています	330
44	PR47	支給量:就労定着支援サービスの基本報酬が他事業所で算定されています	330
45	PR48	支給量:地域移行支援サービスの基本報酬が他事業所で算定されています	330
46	PR49	支給量:地域定着支援サービスの基本報酬が他事業所で算定されています	330
47	PR50	支給量:同じ日付に他の短期入所の「サービス提供の状況」が「他サービス併給」の提供実績が存在しています	280
48	PR51	支給量:同じ日付に他の短期入所の「サービス提供の状況」が「日中のみ」の提供実績が存在しています	280
49	PR52	支給量:同じ日付に他の短期入所の「サービス提供の状況」が未設定(宿泊を伴う)の提供実績が存在しています	280
50	PR60	支給量:同じ日付に他の居宅訪問型児童発達支援サービスの提供実績が存在しています	280
51	PR61	支給量:上限額管理事業所から利用者負担上限額管理加算が算定されていますが、上限額管理結果票に関係事業所の記載がありません	332
<b>C. 入院または外泊について、機械的に判断できないケースがあるもの</b>			
1	PA60	受付:初期加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です	128
2	PA61	受付:入所時特別支援加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です	130
3	PC07	受付:初期加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月であることが必要です	146
4	PJ64	受付:有期有目的(91~180日目)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から91~180日の年月であることが必要です	162
5	PJ67	受付:有期有目的(91日目から180日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています	164
6	PJ68	受付:有期有目的の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から180日目の年月以前であることが必要です	166
7	PJ69	受付:有期有目的(181日目以降)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算して181日目から月末までの日数を超えています	168
8	PJ78	受付:有期有目的(181日目以降)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から181日目の年月以降であることが必要です	174
9	PK10	受付:有期有目的(最初の60日)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から60日目の年月以前であることが必要です	176
10	PK11	受付:有期有目的(最初の60日)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています	178
11	PK12	受付:有期有目的(61~90日目)の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から61~90日の年月であることが必要です	180
12	PK13	受付:有期有目的(61日目から90日目)の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています	182
13	PP66	支給量:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、受託居宅介護サービス費が算定されています	216
14	PP90	支給量:共同生活援助サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	238
15	PP94	支給量:施設入所支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	242
16	PP95	支給量:宿泊型自立訓練サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	246
17	PQ21	支給量:障害児入所支援サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています	298
18	PQ69	支給量:請求明細書の基本報酬(住居外利用)の「回数」の合計が実績記録票の「住居外利用(日)」未満です	318
19	PQ71	支給量:請求明細書の「サービス提供年月」が実績記録票の「初期加算・利用開始日(年月日)」の年月と一致していません	320
20	PS85	受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、地域移行加算が算定されています	334
21	PS86	受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、実費算定の「夕食」が設定されています	336

22	PS87	受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、実費算定の「光熱水費」が設定されています	338
23	PT39	受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、自活訓練加算が算定されています	340
24	PT53	受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、実費算定の「朝食」が算定されています	342
25	PT54	受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、実費算定の「昼食」が算定されています	344
26	PU35	受付:実績記録票の「サービス提供の状況」が「入院」及び「外泊」の場合、自立生活支援加算が算定されています	346

## コラム

### 単位数表マスタ

単位数表マスタとは、国保連合会が使用する障害者総合支援給付審査支払等システムや事業所が使用する簡易入力システムに登録されている情報です。厚生労働省告示の内容に則して作成されており、単位数算定、請求サービスコードの特定、算定要件管理等、審査に必要な情報を収載しています。一次審査においては請求情報と突合するチェック等に用いられます。

第1章

はじめに

第2章

審査事務の概要

第3章

国保連合会からの提供資料

第4章

二次審査

第5章

過誤処理

第6章

FAQ  
(よくあるエラー)



## 原因

事業所台帳の「就労継続A型事業者負担減免申し出有無」が「2：減額」となっている場合において<sup>1</sup>、【明細書】<sup>2</sup>の「A型減免・事業者減免額」が、事業所台帳の「就労継続A型事業者負担減免額」と異なっています。

前ページの例では、国保連合会の事業所台帳の「就労継続A型事業者負担減免額」が「1000」に設定されていますが、【明細書】においては、「A型減免・事業者減免額」が「5000」に設定されているため、「警告（重度）」となります。

また、定率による減免を行う場合には、事業所台帳の「就労継続A型事業者負担減免額」には「99999」、【明細書】の「A型減免・事業者減免額」には定率相当の金額が設定されることから、この場合においても「警告（重度）」となります<sup>3</sup>。

## 確認の観点

就労継続支援A型について、利用者負担減免措置を実施（変更）する事業者は、都道府県に届出を行うこととされています<sup>4</sup>。

市町村は、「就労継続A型事業所負担減免額」にかかる設定状況について、都道府県やサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

事業所台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、都道府県に「異動/訂正連絡票情報」の作成と送信を依頼します。

## 正常となる例

請求明細書情報（集計情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	A型減免・事業者減免額
2019.07	991111	9911111111	9999999999	45	5000

事業所台帳（サービス情報）

事業所番号	サービス種類コード	就労継続A型事業者負担減免申し出有無	就労継続A型事業者負担減免額
9911111111	45	2：減額	5000

・事業所台帳の「就労継続A型事業者負担減免額」が、【明細書】の「A型減免事業者減免額」と一致している

1 利用者負担減免措置を実施する場合、「2：減額」又は「3：免除」を設定します。

2 サービス提供年月が平成31年4月以降のものに限ります。

3 「障害者自立支援給付支払システムに係るQ&A(その2)」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡) 項番14を参照。

4 「就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱について」(平成19年7月31日障発第0731001号)を参照。



## 原因

事業所台帳の「就労継続A型事業者負担減免申し出有無」が「2：減額」となっている場合において<sup>1</sup>、【明細書】<sup>2</sup>の「A型減免・事業者減免額」に、「上限月額調整（のうち少ない数）」よりも高い値が設定されています。

前ページの例では、【明細書】において、「上限月額調整（のうち少ない数）」が「3200」に設定されていますが、それよりも高い「5000」が「A型減免・事業者減免額」が設定されているため、「警告（重度）」となります。

また、定率による減免を行う場合には、事業所台帳の「就労継続A型事業者負担減免額」には「99999」、【明細書】の「A型減免・事業者減免額」には定率相当の金額が設定されることから、この場合に、「A型減免・事業者減免額」に、「上限月額調整（のうち少ない数）」よりも高い値が設定されていると、「警告（重度）」となります<sup>3</sup>。

## 確認の観点

就労継続支援A型について、利用者負担減免措置を実施（変更）する事業者は、都道府県に届出を行うこととされています<sup>4</sup>。

市町村は、「就労継続A型事業所負担減免額」にかかる設定状況について、都道府県やサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

事業所台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、都道府県に「異動/訂正連絡票情報」の作成と送信を依頼します。

## 正常となる例

請求明細書情報（集計情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	上限月額調整 (のうち少ない数)	A型減免・事業者減免額
2019.07	991111	9911111111	9999999999	3200	3200

事業所台帳（サービス情報）

事業所番号	サービス種類コード	就労継続A型事業者 負担減免申し出有無	就労継続A型 事業者負担減免額
9911111111	45	2：減額	5000

・【明細書】の「A型減免・事業者減免額」が、「上限月額調整（のうち少ない数）」と「就労継続A型事業者負担減免額」のうち、少ない方と同じ値になっている

1 利用者負担減免措置を実施する場合、「2：減額」又は「3：免除」を設定します。

2 サービス提供年月が平成31年4月以降のものに限ります。

3 「障害者自立支援給付支払システムに係るQ&A(その2)」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡)項番14を参照。

4 「就労継続支援A型事業における利用者負担減免事業実施要綱について」(平成19年7月31日障発第073100号)を参照。

EE  
EF  
EG  
EH  
EL  
PA  
PB  
PC  
PJ  
PK  
PP  
PQ  
PR  
PS  
PT  
PU  
PW

エラーコード	メッセージ
EF67	受付：居宅介護支援事業所等連携加算（情報提供以外）と基本報酬は同月に算定できません

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	明細：サービスコード
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

(様式第六)

### 計画相談支援給付費明細書

市町村番号 9 9 1 1 1 1 1

令和 3 年 4 月分

受給者証番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9  
 支給決定障害者等氏名 受給 太郎

請求事業者  
 指定事業所番号 9 9 3 1 1 1 1 1 1 1  
 事業者及びその事業所の名称 事業所  
 地域区分 級地

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
継続支援	5 2 1 2 1 1 1 3 0 8	1	1	1 3 0 8	
計画的居宅介護支援事業所等連携加算（介護予防）	5 2 6 0 1 8	3 0 0	1	3 0 0	

#### 計画相談支援給付費明細情報（サービス情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数
2021.04	991111	9931111111	9999999999	521211	1
2021.04	991111	9931111111	9999999999	526018	1

・【明細書】にて、居宅介護支援事業所等連携加算（情報提供以外）が算定されている場合に基本報酬が算定されている

枚中 枚目

## 原因

「居宅介護支援事業所等連携加算（情報提供以外）」を算定している【明細書】<sup>1</sup>において、同一受給者で基本報酬が算定されています。

<sup>1</sup> サービス提供年月が令和3年4月以降のものに限ります。

前ページの例では、計画相談支援給付費明細書にて「居宅介護支援事業所等連携加算（会議参加）」と「継続支援」が同月に算定されているため、「警告（重度）」となります。

## 確認の観点

「居宅介護支援事業所等連携加算（情報提供以外）」を算定する場合、基本報酬を同月に算定することはできません。

市町村は、サービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

## EF67に類似するエラーコード一覧

エラーコード	エラーメッセージ
EF70	受付: 保育・教育等移行支援加算(情報提供以外)と基本報酬は同月に算定できません

## 正常となる例

請求明細書情報（集計情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数
2021.05	991111	9911111111	9999999999	526018	1

・【明細書】にて、「居宅介護支援事業所等連携加算（情報提供以外）」のみが算定されている。



## 原因

【明細書】<sup>1</sup>の「サービス開始日等・終了年月日」が、受給者台帳（支給決定情報）の「決定支給期間（終了年月日）」を超えています。

前ページの例では、【明細書】の「サービス開始日等・終了年月日」が「令和01年07月31日」であり、受給者台帳（支給決定情報）の「決定支給期間（終了年月日）」（2019.06.30）を超えているため、「警告（重度）」となります。

## 確認の観点

一般的には【明細書】の「サービス開始日等・終了年月日」が、受給者台帳（支給決定情報）の「決定支給期間（終了年月日）」を超えることは考えられませんが、短期入所を提供している上限額管理事業所において、今月は、当事業所の利用はなく、他事業所のみ利用があった場合は、「サービス開始日等・開始年月日」には当該月の1日を設定、「サービス開始日等・終了年月日」には当該月の末日を設定<sup>2</sup>することとされています。

市町村は、【明細書】の「サービス開始日等・終了年月日」又は受給者台帳（支給決定情報）の「決定支給期間（終了年月日）」の登録内容について確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

受給者台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、「異動/訂正連絡票情報」を作成し国保連合会に送信します。

## 正常となる例

請求明細書情報（日数情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス開始日等・終了年月日
2019.07	991111	9911111111	9999999999	2019.7.31

受給者台帳（支給決定情報）

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	異動年月日	決定支給期間（終了年月日）
991111	9999999999	241000	2019.04.01	2019.07.31

・【明細書】の「終了年月日」が、受給者台帳（支給決定情報）の「決定支給期間（終了年月日）」と一致している

<sup>1</sup> サービス提供年月が平成31年4月以降のものに限ります。

<sup>2</sup> 「障害者自立支援給付支払等システムに関するQ&Aについて」（平成21年6月5日）の項番40を参照。



## 原因

事業所からの請求情報のうち、【明細書】<sup>1</sup>の「利用者負担上限月額」が、国保連合会に登録されている受給者台帳（基本情報）の「利用者負担上限月額」と異なっています。

<sup>1</sup> サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

前ページの例では、【明細書】の「利用者負担上限月額」(24,600円)が、受給者台帳（基本情報）の「利用者負担上限月額」(37,200円)と異なるため、「警告（重度）」となります。

## 確認の観点

市町村は、請求情報の利用者負担上限月額の設定内容や受給者台帳（基本情報）の利用者負担上限月額の登録内容を確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

受給者台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、「異動／訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会に送信します。

## 正常となる例

請求明細書情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	利用者負担上限月額	...
2018.04	991111	9911111111	9999999999	24,600	...

受給者台帳（基本情報）

市町村番号	受給者証番号	異動年月日	異動区分	証記載市町村番号	利用者負担上限月額	...
991111	9999999999	2018.04.01	1:新規	991111	24,600	...

・【明細書】に記載されている「利用者負担上限月額」と、受給者台帳（基本情報）の「利用者負担上限月額」が同じ額となる

EE

EF

EG

EH

EL

PA

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

PW

エラーコード	メッセージ
EG37	資格：利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額」と一致していません

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目	
	【請求書】		-
	【明細書】	基本：利用者負担上限月額	
	【実績記録票】		-
	【上限額管理結果票】	基本：利用者負担上限月額	

警告（重度）となる例

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号 9 9 1 1 1 1 1	平成 3 0 年 4 月分	指定事業所番号 9 9 5 1 1 1 1 1 1 1
受給者証番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	請求事業者 事業者及びその事業所の名称 〇〇事業所	地域区分 〇〇級地
利用者負担上限月額 ① 2 4 6 0 0	障害児氏名 受給 太郎 受給 花子	

サービス種類	開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日	利用日数	入居日数
7 1		3 0		4	1		3 0		4	3 0		2 4

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
見入1	7 1 1 1 1 1 1	7 4 0	7	5 1 8 0	
〇〇〇〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	
〇〇〇〇〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	〇 〇 〇 〇 〇 〇	

障害児支援受給者台帳（基本情報）

証記載 都道府県等番号	受給者証番号	異動年月日
991111	999999999	2018.04.01

異動区分	利用者負担 上限月額	利用者負担 上限月額有効期間 (開始年月日)	利用者負担 上限月額有効期間 (終了年月日)	...
1:新規	37,200	2018.04.01	2021.03.31	...

サービス種類コード 7 1	補正/入居	サービス利用日数 7 日
給付単位数	〇 〇 〇 〇	単位数単価
総費用額	〇 〇 〇 〇	1割相当額
利用者負担額②	〇 〇 〇 〇	利用者負担額②
上限月額調整③②の内分(入・取)	〇 〇 〇 〇	調整後利用者負担額
上限額管理後利用者負担額		決定利用者負担額
請求額	〇 〇 〇 〇	給付費
自治体助成分請求額		

特定入所障害児 食費等給付費	算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額

・【明細書】の「利用者負担上限月額」が、障害児支援受給者台帳（基本情報）の「利用者負担上限月額」と異なる

## 原因

事業所からの請求情報のうち、【明細書】<sup>1</sup>の「利用者負担上限月額」が、国保連合会に登録されている障害児支援受給者台帳（基本情報）の「利用者負担上限月額」と異なっています。

前ページの例では、【明細書】の「利用者負担上限月額」（24,600円）が、障害児支援受給者台帳（基本情報）の「利用者負担上限月額」（37,200円）と異なるため、「警告（重度）」となります。

## 確認の観点

市町村等は、請求情報の利用者負担上限月額の設定内容や障害児支援受給者台帳（基本情報）の利用者負担上限月額の登録内容を確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

障害児支援受給者台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、「異動/訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会に送信します。

## 正常となる例

請求明細書情報（基本情報）

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	利用者負担上限月額	...
2018.04	991111	9951111111	9999999999	37,200	...

障害児支援受給者台帳（基本情報）

証記載都道府県等番号	受給者証番号	異動年月日	異動区分	利用者負担上限月額	利用者負担上限月額有効期間(開始年月日)	利用者負担上限月額有効期間(終了年月日)	...
991111	9999999999	2018.04.01	1:新規	37,200	2018.04.01	2021.03.31	...

・【明細書】に記載されている「利用者負担上限月額」と、障害児支援受給者台帳（基本情報）の「利用者負担上限月額」が同じ額となる

<sup>1</sup> サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

第4章 二次審査

EE  
EF  
EG  
EH  
EL  
PA  
PB  
PC  
PJ  
PK  
PP  
PQ  
PR  
PS  
PT  
PU  
PW

エラーコード	メッセージ
EG50	資格：受給者台帳の支給決定における有効期間外のサービス提供実績があります

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	明細：サービス提供年月、明細：日付
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

令和 3年1月分		居宅介護サービス提供実績記録票														
受給者証番号	990000001	支給決定障害者等氏名	受給 太郎			事業所番号	991001111									
契約支給量	身体介護 18600時間 / 月 通院介助 (身体介護併用) 1500時間 / 月		事業者及び その事業所	事業所												
日付	曜日	サービス 内容	居宅介護計画 開始時間	終了時間	計画時間数 時間	乗降	サービス提供時間 開始時間	終了時間	算定時間数 時間	乗降	派遣人数	初回加算	緊急時 対応加算	福祉 専門 職員等 連携加算	利用者 確認欄	備考
19	火	身体					16:30	17:30	1.0		2					
19	火	身体					22:00	22:30	0.5		1					
20	水	身体					17:10	18:10	1.0		2					
20	水	身体					22:00	22:30	0.5		1					
21	木	身体					16:00	17:00	1.0		2					
21	木	身体					22:00	22:30	0.5		1					
22	金	身体					22:00	22:30	0.5		1					
23	土	身体					16:00	17:00	1.0		2					
23	土	身体					22:00	22:30	0.5		1					
24	日	身体					16:30	17:30	1.0		2					
24	日	身体					22:00	22:30	0.5		1					
25	月	身体					16:30	17:30	1.0		2					
25	月	身体					22:00	22:30	0.5		1					
26	火	身体					16:30	17:30	1.0		2					
26	火	身体					22:00	22:30	0.5		1					
27	水	身体					22:00	22:30	0.5		1					
28	木	身体					16:00	17:00	1.0		2					
28	木	身体					22:00	22:30	0.5		1					
29	金	身体					16:30	17:30	1.0		2					
29	金	身体					22:00	22:30	0.5		1					
30	土	身体					16:30	19:30	1.0		2					
30	土	身体					22:00	22:30	0.5		1					
31	日	身体					22:00	22:30	0.5		1					

・ サービス提供年月及び日付を組み合わせた年月日が居宅介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）の市町村番号及び受給者証番号に対応する受給者台帳（支給決定）の決定支給期間・開始年月日より前。

受給者台帳（支給決定）

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	異動年月日	異動区分	訂正年月日	訂正区分
991111	990000001	111000	2021.01.01	1:新規	-	-

証記載市町村番号	決定支給量	支給量単位区分	決定支給期間 (開始年月日)	決定支給期間 (終了年月日)	...
991111	000186.00	1:時間	2021.02.01	2021.12.31	...

[ ] 枚中 [ ] 枚

## 原因

【明細書】<sup>1</sup>のサービス提供年月及び日付を組み合わせた年月日が、受給者台帳（支給決定情報）の決定支給期間・開始年月日より前、または決定支給期間・終了年月日より後となっています。

前ページの例では、サービス提供年月及び日付（令和3年1月19日）が、受給者台帳（支給決定情報）の決定支給期間・開始年月日（令和3年2月1日）より前のため、「警告（重度）」となります。

## 確認の観点

市町村等は、【明細書】の「前月からの継続サービスの設定内容」や実績記録票（基本情報）の「提供実績の合計・自立生活支援加算（回）」の設定内容、及び【実績記録票】の「サービス提供年月」及び「日付」の設定内容を確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

受給者台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、「異動/訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会に送信します。

## 正常となる例

受給者台帳(支給決定情報)

異動年月日	異動区分	市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	決定支給期間・開始年月日	決定支給期間・終了年月日	...
2021.02.01	1:新規	991111	9900000001	111000	2021.02.01	2021.12.31	...

居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	開始時間	前月からの継続サービス	...
2021.02	991111	9910011111	9900000001	01	10:00	-	...
2021.02	991111	9910011111	9900000001	02	10:00	-	...
2021.02	991111	9910011111	9900000001	03	10:00	-	...

・【明細書】に記載されている「サービス提供年月」と「日付」を組み合わせた年月日が、受給者台帳（支給決定情報）の「決定支給期間・開始年月日」と「決定支給期間・終了年月日」の範囲内。

<sup>1</sup> サービス提供年月が令和2年10月以降のものに限ります。

EE  
EF  
EG  
EH  
EL  
PA  
PB  
PC  
PJ  
PK  
PP  
PQ  
PR  
PS  
PT  
PU  
PW

エラーコード	メッセージ
EH02	資格：モニタリング日の年月に一致する受給者台帳の「モニタリング対象月」が無しのため継続サービス利用支援費は算定できません

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	明細：モニタリング日
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

(様式第四)

### 計画相談支援給付費請求書

令和 元年 8月 5日

(請求先)  
〇〇市〇町〇〇-〇

〇〇市長 殿

下記のとおりに請求します。

指定事業所番号	9 9 3 1 1 1 1 1 1 1
住所(所在地)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇町〇〇-〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
名称	〇〇〇事業所
職・氏名	代表 自立 太郎

令和 0 1 年 0 7 月 分

請求金額	百万	千	円	区分	件数	地域
	〇	〇	〇	計画相談支援	1	

支給決定障害者等		フリガナ	氏名	単位数	請求額
受給者証番号	9 9 0 0 0 0 0 0 0 1	ジュキユウ	タロウ		
モニタリング日	0 1 年 0 7 月 0 1 日	受給	太郎		
受給者証番号		フリガナ			
モニタリング日		フリガナ			
受給者証番号		フリガナ			
モニタリング日		フリガナ			
受給者証番号		フリガナ			
モニタリング日		フリガナ			
受給者証番号		フリガナ			
モニタリング日		フリガナ			
受給者証番号		フリガナ			
モニタリング日		フリガナ			

・【請求書】の「モニタリング日」に対応する受給者台帳（モニタリング情報）の「モニタリング対象月」が「1：無し」である

受給者台帳（モニタリング情報）							
市町村番号	受給者証番号	訂正年月日	訂正区分	異動年月日	異動区分	証記載市町村番号	
991111	9900000001	-	-	2019.04.01	1:新規	991111	

モニタリング対象年度	モニタリング対象月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2019	1:無し	2:有り	1:無し									

## 原因

モニタリング日が設定されている【請求書】<sup>1</sup>において、受給者台帳（モニタリング情報）の対応する「モニタリング対象月」が、「1：無し」になっています。

前ページの例では、【請求書】の「モニタリング日」は「令和01年07月01日」であり、対応する受給者台帳（モニタリング情報）の「モニタリング対象月・7月」は「1：無し」となっているため、「警告（重度）」となります。

なお、対応する受給者台帳（モニタリング情報）が存在しない場合は、チェック対象外となります。

## 確認の観点

市町村は、【請求書】の「モニタリング日」の設定内容、又は受給者台帳（モニタリング情報）の「モニタリング対象年度」及び「モニタリング対象月」の登録内容についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

受給者台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて「異動 / 訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会に送信します。

## 正常となる例

計画相談支援給付費請求書情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	モニタリング日
2019.07	991111	9930011111	9900000001	2019.07.01

計画相談支援給付費等請求書情報（サービス情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	...
2019.07	991111	9930011111	9900000001	521211	...

受給者台帳（モニタリング情報）

市町村番号	受給者証番号	異動年月日	異動区分	訂正年月日	訂正区分	証記載市町村番号
991111	9900000001	2019.04.01	1:新規	-	-	991111

モニタリング対象年度	モニタリング対象月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2019	1:無し	2:有り	1:無し	2:有り	1:無し	2:有り	1:無し	2:有り	1:無し	2:有り	1:無し	2:有り

・【請求書】の「モニタリング日」に対応する受給者台帳（モニタリング情報）の「モニタリング対象月」が「2：有り」である

EE

EF

EG

EH

EL

PA

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

PW

エラーコード	メッセージ
EH03	資格：モニタリング日の年月に一致する障害児支援受給者台帳の「モニタリング対象月」が無しのため継続障害児支援利用援助費は算定できません

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	明細：モニタリング日
	【明細書】	-
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

(様式第三)

### 障害児相談支援給付費請求書

令和 元年 8月 5日

(請求先)  
〇〇市〇町〇〇-〇

〇〇市長 殿

下記のとおり請求します。

指定事業所番号	9 9 7 1 1 1 1 1 1 1
住所(所在地)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇町〇〇-〇
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
名称	〇〇〇事業所
職・氏名	代表 自立 太郎

令和 0 1 年 0 7 月 0 1 日

請求金額 百万 〇 千 〇 円 〇 〇 〇 〇

区分 件数 地域  
障害児相談支援 1 単

項目		給付決定保護者												単位数	請求額
受給者証番号	9 9 0 0 0 0 0 0 0 1	フリガナ	ジュキエウ タロウ												
モニタリング日	2 0 1 年 0 7 月 0 1 日	氏名	受給 太郎												
受給者証番号		フリガナ													
モニタリング日		氏名													
受給者証番号		フリガナ													
モニタリング日		氏名													
受給者証番号		フリガナ													
モニタリング日		氏名													
受給者証番号		フリガナ													
モニタリング日		氏名													

・【請求書】の「モニタリング日」に対応する受給者台帳（モニタリング情報）の「モニタリング対象月」が「1：無し」である

障害児支援受給者台帳（モニタリング情報）						
市町村番号	受給者証番号	訂正年月日	訂正区分	異動年月日	異動区分	証記載市町村番号
991111	9900000001	-	-	2019.04.01	1:新規	991111

モニタリング対象年度	モニタリング対象月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2019	1:無し	1:無し	2:有り	1:無し								

枚中 枚目

## 原因

モニタリング日が設定されている【請求書】<sup>1</sup>において、障害児支援受給者台帳（モニタリング情報）の対応する「モニタリング対象月」が、「1：無し」になっています。

前ページの例では、【請求書】の「モニタリング日」は「令和01年07月01日」であり、対応する障害児支援受給者台帳（モニタリング情報）の「モニタリング対象月・7月」は「1：無し」であるため、「警告（重度）」となります。

なお、対応する障害児支援受給者台帳（モニタリング情報）が存在しない場合は、チェック対象外となります。

## 確認の観点

市町村等は、【請求書】の「モニタリング日」の設定内容、又は障害児支援受給者台帳（モニタリング情報）の「モニタリング対象年度」及び「モニタリング対象月」の登録内容についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

障害児支援受給者台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて「異動/訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会に送信します。

## 正常となる例

障害児相談支援給付費請求書情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	モニタリング日
2019.07	991111	9971111111	9900000001	2019.07.01

障害児相談支援給付費等請求書情報（サービス情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	...
2019.07	991111	9971111111	9900000001	551211	...

障害児支援受給者台帳（モニタリング情報）

市町村番号	受給者証番号	異動年月日	異動区分	訂正年月日	訂正区分	証記載市町村番号
991111	9900000001	2019.04.01	1:新規	-	-	991111

モニタリング対象年度	モニタリング対象月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2019	1:無し	2:有り	1:無し	2:有り	1:無し	2:有り	1:無し	2:有り	1:無し	2:有り	1:無し	2:有り

・【請求書】の「モニタリング日」に対応する障害児支援受給者台帳(モニタリング情報)の「モニタリング対象月」が「2：有り」である

EE  
EF  
EG  
EH  
EL  
PA  
PB  
PC  
PJ  
PK  
PP  
PQ  
PR  
PS  
PT  
PU  
PW

エラーコード	メッセージ
EH04	資格：継続サービス利用支援費が算定されていますが、受給者台帳の同月及び前月の「モニタリング対象月」に無しが設定されています

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	明細：モニタリング日
	【明細書】	-
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

(様式第四)

### 計画相談支援給付費請求書

令和 4 年 11 月 5 日

(請求先)  
市 町○ -

市長 殿

下記のとおり請求します。

指定事業所番号	9 9 3 1 1 1 1 1 1 1 1
住所 (所在地)	〒 - 市 町○ -
電話番号	- -
名称	事業所
職・氏名	代表 自立 太郎

令和 0 4 年 1 0 月分

請求金額	百万	千	円	区分	件数	地域区分	級地
				計画相談支援	1	単位数単価	円/単位

項目		支給決定障害者等		請求額計算欄	
受給者証番号	9 9 0 0 0 0 0 0 0 1	フリガナ	ジュキュウ タロウ	単位数	請求額
モニタリング日	令和 0 4 年 1 0 月 0 1 日	氏名	受給 太郎		
受給者証番号		フリガナ			
モニタリング日	令和 年 月 日	氏名			
受給者証番号		フリガナ			
モニタリング日	令和 年 月 日	氏名			
受給者証番号		フリガナ			
モニタリング日	令和 年 月 日	氏名			
受給者証番号		フリガナ			
モニタリング日	令和 年 月 日	氏名			
受給者証番号		フリガナ		単位数	請求額
モニタリング日	令和 年 月 日	氏名			

・【請求書】の「モニタリング日」に対応する受給者台帳（モニタリング情報）の「モニタリング対象月」が「1：無し」である

#### 受給者台帳（モニタリング情報）

市町村番号	受給者証番号	訂正年月日	訂正区分	異動年月日	異動区分	証記載市町村番号
991111	9900000001	-	-	2022.04.01	1:新規	991111

モニタリング対象年度	モニタリング対象月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2022	1:無し	2:有り	1:無し	1:無し	2:有り	1:無し	1:無し	2:有り	1:無し	1:無し	2:有り	1:無し

枚中 枚目

## 原因

モニタリング日が設定されている【請求書】において、受給者台帳（モニタリング情報）のモニタリング日と同月および前月の「モニタリング対象月」が、「1：無し」になっています。

1 サービス提供年月が令和4年10月以降のものに限ります。

前ページの例では、【請求書】の「モニタリング日」は「令和04年10月01日」であり、対応する受給者台帳（モニタリング情報）の「モニタリング対象月・9月」及び「モニタリング対象月・10月」は「1：無し」となっているため、「警告（重度）」となります。

なお、対応する受給者台帳（モニタリング情報）が存在しない場合は、チェック対象外となります。

## 確認の観点

市町村は、【請求書】の「モニタリング日」の設定内容、又は受給者台帳（モニタリング情報）の「モニタリング対象年度」及び「モニタリング対象月」の登録内容についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

受給者台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて「異動 / 訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会に送信します。

## EH04に類似するエラーコード一覧

エラーコード	エラーメッセージ
EH06	資格：継続障害児支援利用援助費が算定されていますが、受給者台帳の同月及び前月の「モニタリング対象月」に無しが設定されています

## 正常となる例

計画相談支援給付費請求書情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	モニタリング日
2022.10	991111	9930011111	9900000001	2022.10.01

計画相談支援給付費等請求書情報（サービス情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	...
2022.10	991111	9930011111	9900000001	521211	...

・【請求書】の「モニタリング日」に対応する受給者台帳（モニタリング情報）の「モニタリング対象月」が「2：有り」である

受給者台帳（モニタリング情報）

市町村番号	受給者証番号	異動年月日	異動区分	訂正年月日	訂正区分	証記載市町村番号
991111	9900000001	2022.04.01	1:新規	-	-	991111

モニタリング対象年度	モニタリング対象月											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2022	1:無し	1:無し	1:無し	1:無し	1:無し	1:有り	2:有り	2:有り	1:無し	1:無し	1:無し	1:無し



## 原因

【実績記録票】<sup>1</sup>の「地域移行加算・退所後算定日」が、「地域移行加算・退所日」と同一日に設定されています。

地域移行加算は、利用者の入院・入所中に2回と、利用者の退院・退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院・退所後1回を限度として加算を算定するものです<sup>2</sup>。

しかし、退院・退所日と同じ日に2回目の地域移行加算を算定することについては、地域への移行を支援するために従業者等が利用者の居宅等を訪問して相談援助を行うという本加算の趣旨を鑑みて、市町村等の確認が必要と考えられます。

なお、地域移行加算が設けられているサービスは、障害福祉サービスにあっては「施設入所支援」「宿泊型自立訓練」が、障害児支援にあっては「福祉型障害児入所施設」があります。

## 確認の観点

市町村等は、地域移行加算にかかる相談援助が行われた日についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

## 正常となる例

施設入所支援提供実績記録票情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	地域移行加算		
				入所中算定日 (年月日)	退所日 (年月日)	退所後算定日 (年月日)
2018.06	991111	9910011111	9900000001		2018.06.20	2018.06.25

・地域移行加算の「退所後算定日」が「退所日」と異なる

1 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

2 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・2・（療養介護サービス費）等の「地域移行加算の取扱いについて」を参照。

EE  
EF  
EG  
EH  
EL  
PA  
PB  
PC  
PJ  
PK  
PP  
PQ  
PR  
PS  
PT  
PU  
PW

エラーコード	メッセージ
EL63	受付：実績記録票の地域移行加算の「退所日」の年月が「サービス提供年月」と一致していません

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	-
	【実績記録票】	基本：地域移行加算・退所日
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

平成〇年4月分 地域移行支援提供実績記録票

受給者証番号	9 9 0 0 0 0 0 0 0 0 1	支給決定障害者氏名	国保 太郎	事業所番号	9 9 3 0 0 1 1 1 1 1
				事業者及びその事業所	〇〇事業所

日付	曜日	支援実績			利用者 確認印	備考
		算定日数	サービス提供の状況	初回 加算		
1	日	1		1		訪問相談
13	金	1				同行支援
16	月	1	体験宿泊Ⅱ			
17	火		体験宿泊Ⅰ			
23	月	1	体験宿泊Ⅱ			同行支援
24	火	1	体験宿泊Ⅰ			訪問相談
25	水		体験宿泊Ⅰ			
30	月	1	体験利用			同行支援
合計		6日		1回		

・「退所日」の年月が「サービス提供年月」と異なる

退院・退所月加算
退院・退所日
〇年5月2日

## 原因

【実績記録票】<sup>1</sup>の「地域移行加算・退所日」の年月が、「サービス提供年月」と異なっています。

地域移行支援の「退院・退所月加算」は、退院・退所等をする月において、地域生活への移行に向けた各種の支援を集中的に実施できるように加算するものです<sup>2</sup>。

当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意することとされています。

なお、退院・退所等をする日が翌月の初日等の場合においては、退院・退所等をする月の前月において支援が行われることとなるため、当該場合であって退院・退所等をするのが確実に見込まれる場合については、退院、退所等をする月の前月において算定できるとされています。

よって、「地域移行加算・退所日」の年月が「サービス提供年月」と異なる場合には、市町村の確認が必要になると考えられます。

## 確認の観点

市町村は、「退院・退所月加算」にかかる退所日についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

## 正常となる例

地域移行支援提供実績記録票情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	地域移行加算		
				入所中算定日 (年月日)	退所日 (年月日)	退所後算定日 (年月日)
2018.07	991111	9930011111	9900000001		2018.07.20	

・「退所日」の年月が「サービス提供年月」と同一

1 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

2 「障害福祉サービス留意事項通知」第三・1（指定地域移行支援）の「退院・退所月加算の取扱いについて」を参照。

EE  
EF  
EG  
EH  
EL  
PA  
PB  
PC  
PJ  
PK  
PP  
PQ  
PR  
PS  
PT  
PU  
PW

エラーコード	メッセージ
EL77	受付：実績記録票の自立生活支援加算（ ）の「退居後算定日」が「退居日」と同日です

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	-
	【実績記録票】	基本：地域移行加算・退所後算定日、基本：地域移行加算・退所日
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

令和6年4月分		共同生活援助サービス提供実績記録票													
受給者証番号	990000000001	支給決定障害者氏名	国保 太郎			事業所番号						9920011111			
					事業者及びその事業所			〇〇事業所							
日付	曜日	支援実績											利用者確認欄	備考	
		サービス提供の状況	住居外利用	通居支援	夜間支援等特別加算	入院時支援特別加算	帰宅時支援加算	日中支援加算	医療連携特別加算	自立生活支援加算(Ⅰ)	自立生活支援加算(Ⅱ)	集中的支援加算			
1	月				3					2					
2	火	入院													
3	水	入院													
4	木	入院													
5	金	入院													
6	土	入院				1									
7	日	外泊													
8	月	外泊													
9	火	外泊													
10	水	外泊													
11	木	外泊					1								
12	金	外泊													
13	土	外泊				2									
14	日				2			2							
15	月	入院													
16	火	入院→外泊													
17	水	外泊					1								
18	木	外泊→入院													
19	金	入院				1									
20	土														
21	日														
22	月														
23	火														
24	水														
25	木														
26	金														
27	土														
28	日														
29	月														
30	火														
合計		日			3回	2回									
退居日		令和6年4月20日													
自立生活支援加算(Ⅱ) 退居後算定日		令和6年4月20日													
移行支援住居 入居日															
集中的支援加算 支援開始日															

・自立生活支援加算の「退居後算定日」が「退居日」と同一

## 原因

【実績記録票】<sup>1</sup>の「自立生活支援加算( )・退居後算定日」が、「自立生活支援加算( )・退居日」と同一日に設定されています。自立生活支援加算( )は、利用者の入居中に2回と、利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として加算を算定するものです<sup>2</sup>。

しかし、退居日と同じ日に2回目の自立生活支援加算( )を算定することについては、地域での自立した生活を支援するために従業者等が利用者の居宅等を訪問して相談援助を行うという本加算の趣旨を鑑みて、市町村の確認が必要と考えられます。

なお、自立生活支援加算( )が設けられているサービスは、障害福祉サービスの「共同生活援助」です。

## 確認の観点

市町村は、「自立生活支援加算( )」にかかる相談援助が行われた日についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

## 正常となる例

共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	自立生活支援加算( )		
				入居中算定日(年月日)	退居日(年月日)	退居後算定日(年月日)
2024.04	991111	9920011111	9900000001		2024.04.20	2024.04.25

・自立生活支援加算( )の「退居後算定日」が「退居日」と異なる

1 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

2 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・3・(8)(共同生活援助)の「自立生活支援加算の取扱いについて」を参照。

EE  
EF  
EG  
EH  
EL  
PA  
PB  
PC  
PJ  
PK  
PP  
PQ  
PR  
PS  
PT  
PU  
PW

エラーコード	メッセージ
EL92	受付：実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」と「移行日(年月日)」に同日が設定されています

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	-
	【実績記録票】	基本：保育・教育等移行支援加算・移行日(年月日) 保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)
【上限額管理結果票】	-	

警告(重度)となる例

(様式3)

令和 元年 7 月分 児童発達支援提供実績記録票

受給者証番号	9900000001	給付決定保護者氏名(障害児氏名)	受給 太郎	事業所番号	9950011111
契約支給量	自動発達支援基本決定 ○○日/月			事業者及びその事業所	○○事業所

日付	曜日	サービス提供の状況	開始時間	終了時間	サービス提供実績				食事提供加算	事業所内相談支援加算	医療連携体制加算	保護者等確認印	備考
					送迎加算 往 復	家庭連携加算 時間数	訪問支援特別加算 時間数	その他					
1	月	欠席											
2	火		10:00	17:00	1	1							
3	水		10:00	17:00	1	1							
4	木		10:00	17:00	1	1							
5	金		10:00	17:00	1	1	0.5						家庭連携加算 18:00~18:30
8	月		10:00	17:00	1	1							
9	火		10:00	17:00	1	1							
10	水		10:00	17:00	1	1							
11	木		10:00	11:00				1					
12	金						2						家庭連携加算 10:00~12:00
15	月		10:00	17:00	1	1							
16	火		10:00	17:00	1	1							
17	水		10:00	17:00	1	1							
18	木		10:00	17:00	1	1							
19	金		10:00	17:00	1	1							
合計													

保育・教育等移行支援加算	移行日	令和元年7月19日	移行後算定日	令和元年7月19日	
		↑		↑	1 枚中 1 枚

・【実績記録票】の「移行後算定日」と「移行日」が同日に設定されている

## 原因

【実績記録票】<sup>1</sup>の「保育・教育等移行支援加算」の「移行日」と「移行後算定日」が同一日に設定されています。

前ページの例では、「移行日」が2019年7月19日、「移行後算定日」が2019年7月19日と同一日に設定されているため、「警告（重度）」となります。

## 確認の観点

保育・教育等移行支援加算は、地域において保育、教育等を受けられるよう移行支援を行ったことにより、児童発達支援事業所等を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談支援を行った場合に、1回を限度として加算を算定するものです<sup>2</sup>。本加算は、相談支援を行った訪問日に算定する加算であることから、一般的には移動日（退所日）と同一日に行われるものではないため、市町村の確認が必要と考えられます。

市町村は、【実績記録票】の「保育・教育等移行支援加算」の「移行日」及び「移行後算定日」の設定内容についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

## 正常となる例

児童発達支援提供実績記録票情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	保育・教育等移行支援加算	
				移行日 (年月日)	移行後算定日 (年月日)
2019.07	991111	9950011111	9900000001	2019.07.19	2019.07.25

・【実績記録票】の「保育・教育等移行支援加算」の「移行後算定日」が、「移行日」から30日以内に設定されている

<sup>1</sup> サービス提供年月が平成31年4月以降のものに限ります。

<sup>2</sup> 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・2・（児童発達支援）等の「保育・教育等移行支援加算の取扱い」を参照。

EE  
EF  
EG  
EH  
EL  
PA  
PB  
PC  
PJ  
PK  
PP  
PQ  
PR  
PS  
PT  
PU  
PW

エラーコード	メッセージ
PA40	資格：受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	基本：上限額管理事業所・管理結果、明細：サービスコード
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

**介護給付費・訓練等給付費等明細書**  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助)

市町村番号	9 9 1 1 1 1	令和	0 3 年	0 4 月
助成自治体番号				
受給者証番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	請求事業所	指定事業所番号	9 9 1 1 1 1 1 1 1 1
支給決定障害者等氏名	国保 太郎	事業者及びその事業者の名称	事業所	
支給決定に係る障害児氏名		地域区分	級地	
利用者負担上限月額	9 3 0 0	就労継続支援A型減免対象者		
利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	9 9 1 1 1 1 1 1 1 1	管理結果	1
	事業所名称		管理結果額	9 3 0 0
サービス種別	1 1	開始年月日	令和 年 月 日	終了年月日
		開始年月日	令和 年 月 日	終了年月日
		開始年月日	令和 年 月 日	終了年月日
サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
身体口?	1 1 1 1 1 1 3		5	
居上上限額管理加算	1 1 5 0 1 0		1	
給付費明細欄				
<b>受給者台帳（基本情報）</b>				
証記載市町村番号	991111	受給者証番号	999999999	異動年月日
				2021.04.01
異動区分	利用者負担上限月額	上限額管理有無	上限額管理事業所番号	利用者負担上限月額有効期間（開始年月日）
1:新規	9,300	1:無し	-	-
				利用者負担上限月額有効期間（終了年月日）
				-
特定障害者特別給付費	算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額

・利用者負担上限額管理加算が算定されているが、上限額管理対象の受給者ではない

## 原因

事業所からの請求情報のうち、利用者負担上限額管理加算を算定している【明細書】の「上限額管理事業所・管理結果」が、「1」、「2」、「3」のいずれでもない、受給者台帳（基本情報）の「上限額管理有無」が「2：有り」ではない、受給者台帳（基本情報）の「利用者負担上限月額」が0より大きくない、【明細書】のサービス提供年月が受給者台帳（基本情報）の上限額管理有効期間内ではない、または【明細書】の事業所番号が受給者台帳（基本情報）の「上限額管理事業所番号」と等しくありません。

前ページの例では、受給者台帳（基本情報）の「上限額管理有無」が「1：無し」であるため、「警告（重度）」となります。

## 確認の観点

市町村は、請求情報の利用者負担上限月額の設定内容や受給者台帳（基本情報）の利用者負担上限月額の登録内容を確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

受給者台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、「異動 / 訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会に送信します。

## 正常となる例

請求明細書情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	上限額管理事業所・管理結果	...
2021.04	991111	9911111111	9999999999	1	...

請求明細書情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	...
2021.04	991111	9911111111	9999999999	115010	...

受給者台帳（基本情報）

市町村番号	受給者証番号	異動年月日	異動区分	利用者負担上限月額	上限額管理有無
991111	9999999999	2021.04.01	1:新規	9,300	2:有り

上限額管理事業所番号	上限額管理有効期間（開始年月日）	上限額管理有効期間（終了年月日）	...
9911111111	2021.04.01	2022.03.31	...

・利用者負担上限額管理加算が算定されている場合に、関連する【明細書】及び受給者台帳の項目値に誤りがない

1 サービス提供年月が令和元年9月以前の場合、「警告」となります。サービス提供年月が令和5年4月以降の場合、PC59、PK51にてエラーとなります。

第4章 二次審査

EE

EF

EG

EH

EL

PA

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

PW

エラーコード	メッセージ
PA60	受付：初期加算を算定する場合、サービス開始年月日の年月がサービス提供年月と同月、またはその前月であることが必要です

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	日数：サービス開始日等・開始年月日
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

介護給付費・訓練等給付費等明細書  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助)

市町村番号 9 9 1 1 1 1 1 平成 3 0 年 0 7 月 分

助成自治体番号

指定事業所番号 9 1 0 0 1 1 1 1 1

受給者証番号 9 9 0 0 0 0 0 0 1 請求事業者 事業者及びその事業所の名称 ○○事業所

支給決定障害者等氏名 園保 太郎 地域区分 一級地

支給決定に係る障害児氏名

利用者負担上限月額 ① 9 3 0 0 就労継続支援A型減免対象者

利用者負担上限額管理事業所 指定事業所番号 管理結果 管理結果額

事業所名称

サービス開始日 平成 3 0 年 0 5 月 1 0 日

サービス内容 サービスコード 単位数 回数 サービス単位数 摘要

生活介護(2) 2 2 1 6 5 1 8

生介初期加算 2 2 5 0 5 0 1 8

【明細書】の「サービス開始日等・開始年月日」の年月が、「サービス提供年月」の前月より過去

サービス種類コード 2 2 年

サービス利用日数 1 8 日

給付単位数

単位数単価

総費用額

1割相当額

利用者負担額②

上限額管理後(2)の(1)の(1)額

入型減免 事業者減免額

調整後利用者負担額

上限額管理後利用者負担額

決定利用者負担額

請求額 給付費

自治体助成分請求額

特定障害者特別給付費 算定口額 日数 給付費請求額 実費算定額

枚中 枚日

## 原因

事業所からの請求情報のうち、初期加算を算定している【明細書】の「サービス開始日等・開始年月日」が、「サービス提供年月」の前月より過去（又は翌月以降）となっています。

前ページの例では、【明細書】の「サービス開始日等・開始年月日」（平成30年5月10日）が、「サービス提供年月」（平成30年7月）の前月より過去であるため、「警告（重度）」となります。

## 確認の観点

初期加算は、サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から30日の間加算するものです。

そのため、初期加算を算定している【明細書】の「サービス開始日等・開始年月日」が、「サービス提供年月」の前月より過去になることは、基本的にはありません。ただし本加算は、30日を超える入院後に再度サービスを利用した場合には改めて算定するものとされており<sup>2</sup>、初期加算が算定できる可能性もあります。

市町村は、初期加算にかかる利用者の入院の状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

<sup>1</sup> サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

<sup>2</sup> 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・2・（生活介護サービス費）等の「初期加算の取扱いについて」を参照。

## 正常となる例

請求明細書情報（日数情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	サービス開始日等・開始年月日	...
2018.07	991111	9910011111	9900000001	22	2018.07.10	...

請求明細書情報（明細情報）

市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス提供年月	サービスコード	...
991111	9910011111	9900000001	2018.07	225050	...

・【明細書】の「サービス開始日等・開始年月日」の年月が、「サービス提供年月」と同月又はその前月



## 原因

事業所からの請求情報のうち、入所時特別支援加算を算定している【明細書】<sup>1</sup>の「サービス開始日等・開始年月日」が、「サービス提供年月」の前月より過去（又は翌月以降）となっています。

前ページの例では、【明細書】の「サービス開始日等・開始年月日」（平成30年5月10日）が、「サービス提供年月」（平成30年7月）の前月より過去であるため、「警告（重度）」となります。

## 確認の観点

入所時特別支援加算は、障害者支援施設へ入所した当初には、障害者が施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限って加算するものです。

そのため、入所時特別支援加算を算定している【明細書】の「サービス開始日等・開始年月日」が、「サービス提供年月」の前月より過去になることは、基本的にはありません。ただし本加算は、30日を超える入院後に再度サービスを利用した場合には改めて算定するものとされており<sup>2</sup>、入所時特別支援加算が算定できる可能性もあります。

市町村は、入所時特別支援加算にかかる利用者の入院の状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

<sup>1</sup> サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

<sup>2</sup> 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・2・（施設入所支援サービス費）の「入所時特別支援加算の取扱いについて」を参照。

## 正常となる例

請求明細書情報（日数情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	サービス開始日等・開始年月日	...
2018.07	991111	9910011111	9900000001	32	2018.07.10	...

請求明細書情報（明細情報）

市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス提供年月	サービスコード	...
991111	9910011111	9900000001	2018.07	325500	...

・【明細書】の「サービス開始日等・開始年月日」の年月が、「サービス提供年月」と同月又はその前月



## 原因

事業所からの請求情報のうち、初回加算を算定している【明細書】の「サービス提供年月」が、「サービス開始日等・開始年月日」の年月と異なっています。

前ページの例では、【明細書】の「サービス提供年月」(平成30年7月)が、「サービス開始日等・開始年月日」(平成30年5月10日)の年月と異なっているため、「警告(重度)」となります。

## 確認の観点

初回加算は、新規の利用者に対して、サービス提供事業所のサービス提供責任者が、初回の訪問系サービスに同行した場合等に、1月につき所定単位数を加算するものです。

そのため、初回加算を算定している【明細書】の「サービス提供年月」が「サービス開始日等・開始年月日」と異なることは、基本的にはありません。ただし本加算は、利用者が過去2月に、当該サービス提供事業所等からサービスの提供を受けていない場合に算定されるものとされており<sup>2</sup>、初回加算が算定できる可能性もあります。

市町村は、初回加算にかかるサービスの状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

1 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

2 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・2・(居宅介護サービス費)等の「初回加算の取扱いについて」を参照。

## 正常となる例

請求明細書情報(日数情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	サービス開始日等・開始年月日	...
2018.07	991111	9910011111	9900000001	11	2018.07.10	...

請求明細書情報(明細情報)

市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス提供年月	サービスコード	...
991111	9910011111	9900000001	2018.07	116020	...

・【明細書】の「サービス提供年月」が、「サービス開始日等・開始年月日」の年月と等しい



## 原因

【明細書】<sup>1</sup>において重度障害児支援加算の請求が行われていますが、事業所台帳の「重度知的障害児収容棟設置の有無」、または「肢体不自由児施設重度病棟設置の有無」が「1：無し」になっています。

<sup>1</sup> サービス提供年月が令和元年9月以前の場合、「警告」となります。

前ページの例では、【明細書】において重度障害児支援加算の請求が行われていますが、算定に必要な要件である事業所台帳の「重度知的障害児収容棟設置の有無」が「1：無し」になっているため、「警告（重度）」となります。

なお、「重度障害児支援加算」が設けられているサービスは、障害福祉サービスの「経過的生活介護」「経過的施設入所支援」です。

## 確認の観点

市町村は、「重度知的障害児収容棟設置の有無」、または「肢体不自由児施設重度病棟設置の有無」にかかる設定状況について、都道府県やサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

事業所台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、都道府県に「異動/訂正連絡票情報」の作成と送信を依頼します。

## 正常となる例

請求明細書情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード
2021.04	991111	9911111111	9999999999	226243

事業所台帳（サービス情報）

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	重度知的障害児収容棟設置の有無
9911111111	22	2021.04.01	1:新規	2:有り

・【明細書】において重度障害児支援加算の請求が行われている場合に、「重度知的障害児収容等設置の有無」が「2：有り」



## 原因

事業所台帳の「開所時間減算の有無」が「有り」に設定されている場合に、事業所台帳と【明細書】<sup>1</sup>の本体報酬のサービスコードに対応する「開所時間減算区分」が異なっています。本判定の対象となるのは、障害福祉サービスにおける「生活介護」です。

生活介護では、営業時間が4時間以上6時間未満の場合は所定の単位数の100分の70を、4時間未満の場合は所定単位数の100分の50を算定する取り扱いとなっています<sup>2</sup>。

前ページの例では、国保連合会の事業所台帳の「開所時間減算区分」が「4時間未満」なのに対し、【明細書】においては、「4時間以上6時間未満」の本体報酬のサービスコードを算定しているため「警告(重度)」となります。

## 確認の観点

市町村は、「開所時間減算区分」にかかる設定状況について、都道府県やサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

事業所台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、都道府県に「異動/訂正連絡票情報」の作成と送信を依頼します。

## 正常となる例

請求明細書情報

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード
2018.07	991111	9910011111	9900000001	222155

### 事業所台帳(サービス情報)

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	開所時間減算の有無	開所時間減算区分
9910011111	22	2018.07.01	1:新規	2:有り	1:4時間未満

・事業所台帳の「開所時間減算区分」にかかる登録内容に、【明細書】のサービスコードの区分が該当する

### 単位数表マスタ(請求)

サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定サービスコード	開所時間減算区分
22	2155	2018.04.01	-	221000	3:4時間未満

<sup>1</sup> サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

<sup>2</sup> 開所時間減算の基準は「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間数並びに所定単位数に乘じる割合」(平成18年厚生労働省告示第550号)を参照。



## 原因

単位数表マスタ（請求）の「福祉専門職員等連携加算」が「2：該当」であり、【明細書】<sup>1</sup>の「サービス提供年月」が「サービス開始日等・開始年月日」から90日目の年月の翌月以降に設定されています。

<sup>1</sup> サービス提供年月が平成30年10月以降のものに限ります。

前ページの例では、福祉専門職員等連携加算を算定している【明細書】において、「サービス提供年月」(2019年7月)が「サービス開始日等・開始年月日」(2019年4月1日)の90日目の年月の翌月以降であるため、「警告(重度)」となります。

## 確認の観点

福祉専門職員等連携加算は、社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任者と同時帯に訪問する初回の日から起算して90日以内で上限3回まで、居宅介護計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を加算することとされているため<sup>2</sup>、社会福祉士等の訪問が初回の居宅介護等が行われた日の翌日以降になる場合、初回の訪問日から90日以内の算定かどうかシステム上判断できません。

<sup>2</sup> 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・2・(居宅介護サービス費)の「福祉専門職員等連携加算について」を参照。

市町村は、「福祉専門職員等連携加算」にかかるサービス内容についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

## 正常となる例

請求明細書情報（日数情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	サービス開始日等・開始年月日	サービス開始日等・終了年月日
2019.07	991111	9910011111	9900000001	11	2019.07.01	-

請求明細書情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード
2019.07	991111	9910011111	9900000001	116105

単位数表マスタ（請求）

サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定サービスコード	福祉専門職員等連携加算
11	6105	2018.07.01	-	111000	2：該当

・【明細書】の「サービス提供年月」が「開始年月日」と同月に設定されている

EE

EF

EG

EH

EL

PA

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

PW

エラーコード	メッセージ
<b>PB72</b>	受付：事業所台帳の「夜間支援等体制加算対象利用者数」に登録されている人数に満たない請求となっています

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	明細：サービスコード
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

訓練等給付費等明細書  
(共同生活援助)

正附村番号 1 1 1 1 1 1 1 1 平成 3 0 年 0 7 月 分

助成自治体番号

指定事業所番号 9 9 2 0 0 1 1 1

請求事業者 ○○事業所

サービスコード 3 3

サービス内容 生活夜間支援等体制加算1.7

サービスコード 3 3 5 6 2 4

単位数 1 4 9 3 0

回数 4 4 7 0

・【明細書】の「サービスコード」に対する単位数表マスタの「夜間支援等体制加算対象利用者数」が、事業所台帳（サービス情報）の「夜間支援等体制加算対象利用者数」と異なる

・事業所台帳上の対象利用者数未満の加算が請求されている

事業所台帳（サービス情報）

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	夜間支援等体制加算区分	夜間支援等体制加算対象利用者数	...
9920011111	33	2018.07.01	1:新規	2:	08:11人以上 13人以下	...

単位数表マスタ（請求）

サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定サービスコード	夜間支援体制加算区分	夜間支援等体制加算対象利用者数	...
33	5624	2018.04.01	-	331000	2:	07:8人以上 10人以下	...

## 原因

【明細書】<sup>1</sup>の「サービスコード」に対する単位数表マスタ<sup>2</sup>(請求)の「夜間支援等体制加算対象利用者数」が、事業所台帳(サービス情報)の「夜間支援等体制加算対象利用者数」と異なります。事業所台帳上の対象利用者数未満<sup>3</sup>の加算が請求されています。

「夜間支援等体制加算」については、あらかじめ都道府県知事に届け出ている夜間支援体制に基づき、同じ月の中でも日単位で「夜間支援等体制加算 ~」を算定し、また、夜間支援対象利用者の配置数の違いにより、異なる夜間支援対象利用者数の区分の報酬を算定することが可能です<sup>4</sup>。

事業所台帳上、夜間支援等体制加算区分は複数の区分を設定できるため、同月で「夜間支援等体制加算 ~」が複数算定された場合においても、チェックで「警告」は発生しません。

一方で、「夜間支援等体制加算」の対象利用者数の異なる加算が複数算定された場合、事業所台帳上に複数の対象利用者数の設定が行えない(事業所台帳上で管理するのは運用面への影響が大きい)ため、市町村による確認が必要と考えられます。

なお、「夜間支援等体制加算<sup>5</sup>」が設けられているサービスは、障害福祉サービスの「宿泊型自立訓練」「共同生活援助」です。

## 確認の観点

市町村は、「夜間支援等体制加算」にかかる対象利用者数について、都道府県やサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

事業所台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、都道府県に「異動/訂正連絡票情報」の作成と送信を依頼します。

### 正常となる例

事業所台帳(サービス情報)					
事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	夜間支援等体制加算区分	夜間支援等体制加算対象利用者数
9920011111	33	2018.07.01	1:新規	2:	07:8人以上 10人以下

単位数表マスタ(請求)							
サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定サービスコード	夜間支援体制加算区分	夜間支援対象利用者数	...
33	5624	2018.04.01	-	331000	2:	07:8人以上 10人以下	...

・単位数表マスタと事業所台帳(サービス情報)の「夜間支援等体制加算対象利用者数」が同一

1 「宿泊型自立訓練」の場合、サービス提供年月が平成30年4月以降、「共同生活援助」の場合、サービス提供年月が平成30年4月以降、令和3年3月以前のものに限ります。

2 単位数表マスタについては、97ページを参照してください。

3 対象利用者数を超える場合は「警告」(PB73)となります。

4 「平成27年5月19日付事務連絡Q & A VOL.3」問3を参照。

5 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・3・(8)(共同生活援助)の「夜間支援等体制加算( )の取扱いについて」等を参照。

EE  
EF  
EG  
EH  
EL  
PA  
PB  
PC  
PJ  
PK  
PP  
PQ  
PR  
PS  
PT  
PU  
PW

エラーコード	メッセージ
PB78	受付：事業所台帳の「送迎加算の有無」が「 」のため、送迎加算（ ）は算定できません

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	明細：サービスコード
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

**介護給付費・訓練等給付費等明細書**  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助)

市町村番号	9 9 1 1 1 1 1	平成	3 0	年	0 7	月	分
助成自治体番号							
指定事業所番号	9 9 1 0 0 1 1 1 1 1	事業所及びその事業所の名称	〇〇事業所				
地域区分		所在地					
就労継続支援A型事業者負担減免措置実施							
利用者負担上限月額	① 9 3 0 0	就労継続支援A型減免対象者					
利用者負担上限額管理事業所		指定事業所番号		管理結果		管理結果額	
サービス種別		事業所名称					
サービス内容	生活介護12-開減1	サービスコード	2 2 2 1 5 5	単位数	2 2	回数	2 2
	生活介護12-開減1		2 2 5 0 2 0		2 2		2 2
	生活介護12-開減1		2 2 6 5 9 0		4 4		4 4
	生活介護12-開減1		2 2 5 4 2 0		2 2		2 2

・【明細書】は送迎加算（ ）を請求しているが事業所台帳の設定は「 」

事業所台帳（サービス情報）				
事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	送迎加算の有無
9910011111	22	2018.07.01	1:新規	4:

単位数表マスタ（請求）			
サービス種類コード	サービス項目コード	支給決定サービスコード	送迎加算
22	6590	221000	3:

## 原因

【明細書】<sup>1</sup>の「送迎加算の有無」が「」に設定されていますが、事業所台帳の「送迎加算の有無」は「」に設定されています。

本判定の対象となる「送迎加算」が設定されているサービスは、障害福祉サービスの「生活介護」「自立訓練(機能訓練)」「自立訓練(生活訓練)」「就労移行支援」「就労継続支援(A型、B型)」です<sup>2</sup>。

事業所台帳の「送迎加算の有無」を確認

国保連合会の事業所台帳の「送迎加算の有無」には、通常、事業所の基準<sup>3</sup>に応じて「」又は「」若しくは「無し」が設定されています。

ただし、月途中で「送迎加算」の要件が変更となり(送迎加算に変わる等) 変更の届出が間に合わずに請求された場合を考慮し、事業所台帳の登録内容と異なる【明細書】が提出された場合は「警告(重度)」となります。

なお、事業所台帳の「送迎加算の有無」は、従来は「無し」「有り」の区分で設定されていました<sup>4</sup>。この過去の設定値(「有り」)を設定している場合は「警告(重度)」ではなく「エラー」となります。

## 確認の観点

市町村は、「送迎加算の有無」にかかる設定状況について、都道府県やサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

事業所台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、都道府県に「異動/訂正連絡票情報」の作成と送信を依頼します。

### 正常となる例

請求明細書情報

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード
2018.07	991111	9910011111	9900000001	226590

事業所台帳(サービス情報)

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	送迎加算の有無
9910011111	22	2018.07.01	1:新規	3:

単位数表マスタ(請求)

サービス種類コード	サービス項目コード	支給決定サービスコード	送迎加算
22	6590	221000	3:

・【明細書】のサービスコードと事業所台帳の設定が一致

1 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

2 短期入所及び障害児通所支援にかかる送迎加算は、の区分がないため対象外。

3 送迎加算の基準は「厚生労働大臣が定める送迎」(平成24年厚生労働省告示第268号)を参照。

4 平成27年3月以前の場合、「インタフェース仕様書(都道府県編)」を参照。

EE

EF

PB79

受付：事業所台帳の「送迎加算の有無」が「 」のため、送迎加算（ ）は算定できません

EG

EH

審査対象  
請求情報

様式

レコード：項目

【請求書】

-

【明細書】

明細：サービスコード

【実績記録票】

-

【上限額管理結果票】

-

PA

警告（重度）となる例

PB

**介護給付費・訓練等給付費等明細書**  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助)

市町村番号	9 9 1 1 1 1	平成	3 0	年	0 7	月	分
助成自治体番号							
指定事業所番号	9 9 1 0 0 1 1 1 1 1	事業者及びその事業所の名称	〇〇事業所				
地域区分	一級地	就労継続支援A型事業者負担減免措置実施					
利用者負担上限月額①	9 3 0 0	就労継続支援A型減免対象者					
利用者負担上限額	指定事業所番号	管理結果	管理結果額				
サービス種別	平成 3 0 年 0 7 月 0 1 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要		
生活介護12・開減1	2 2 2 1 5 5	〇	2 2	〇			
生活介護12・開減2	2 2 5 0 2 0	〇	2 2	〇			
生活介護加算II	2 2 6 5 9 2	〇	4 4	〇			
生介高齢者運転員等配置加算2	2 2 6 7 2 6	〇	2 2	〇			

・【明細書】は送迎加算（ ）を請求しているが事業所台帳の設定は「 」

PK

PP

PQ

PR

PS

事業所台帳（サービス情報）

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	送迎加算の有無
9910011111	22	2018.07.01	1:新規	3:

PT

PU

単位数表マスタ（請求）

サービス種類コード	サービス項目コード	支給決定サービスコード	送迎加算
22	6592	221000	4:

PW

**原因**

【明細書】<sup>1</sup>の「送迎加算の有無」が「」に設定されていますが、事業所台帳の「送迎加算の有無」は「」に設定されています。

本判定の対象となる「送迎加算」が設定されているサービスは、障害福祉サービスの「生活介護」「自立訓練(機能訓練)」「自立訓練(生活訓練)」「就労移行支援」「就労継続支援(A型、B型)」です<sup>2</sup>。

**事業所台帳の「送迎加算の有無」を確認**

国保連合会の事業所台帳の「送迎加算の有無」には、通常、事業所の基準<sup>3</sup>に応じて「」又は「」若しくは「無し」が設定されています。

ただし、月途中で「送迎加算」の要件が変更となり(送迎加算に変わる等) 変更の届出が間に合わずに請求された場合を考慮し、事業所台帳の登録内容と異なる【明細書】が提出された場合は「警告(重度)」となります。

なお、事業所台帳の「送迎加算の有無」は、従来は「無し」「有り」の区分で設定されていました<sup>4</sup>。この過去の設定値(「有り」)を設定している場合は「警告(重度)」ではなく「エラー」となります。

**確認の観点**

市町村は、「送迎加算の有無」にかかる設定状況について、都道府県やサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

事業所台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、都道府県に「異動/訂正連絡票情報」の作成と送信を依頼します。

**正常となる例**

請求明細書情報

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード
2018.07	991111	9910011111	9900000001	226592

事業所台帳(サービス情報)

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	送迎加算の有無
9910011111	22	2018.07.01	1:新規	4:

単位数表マスタ(請求)

サービス種類コード	サービス項目コード	支給決定サービスコード	送迎加算
22	6592	221000	4:

・【明細書】のサービスコードと事業所台帳の設定が一致

<sup>1</sup> サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

<sup>2</sup> 短期入所及び障害児通所支援にかかる送迎加算は、の区分がないため対象外。

<sup>3</sup> 送迎加算の基準は「厚生労働大臣が定める送迎」(平成24年厚生労働省告示第268号)を参照。

<sup>4</sup> 平成27年3月以前の場合、「インタフェース仕様書(都道府県編)」を参照。



## 原因

事業所からの請求情報のうち、就労定着支援にかかる初期加算を算定している【明細書】<sup>1</sup>の「サービス開始日等・開始年月日」が、「サービス提供年月」と異なります。

前ページの例では、【明細書】の「サービス開始日等・開始年月日」(平成30年5月10日)が、「サービス提供年月」(平成30年7月)と異なるため、「警告(重度)」となります。

## 確認の観点

就労定着支援にかかる初期加算は、新規に就労定着支援計画を作成し、就労定着支援を行う場合に、アセスメント等に時間や労力を要することから、就労定着支援の利用を開始した月に、1回に限り算定するものです<sup>2</sup>。

そのため、就労定着支援にかかる初期加算を算定している【明細書】の「サービス開始日等・開始年月日」が、「サービス提供年月」と異なることは基本的にありません。

市町村は、就労定着支援にかかる初期加算を算定した状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

<sup>1</sup> サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

<sup>2</sup> 「障害福祉サービス報酬告示」第14の2(就労定着支援)の3及び「障害福祉サービス留意事項通知」第二・3・(就労定着支援サービス費)の「初期加算の取扱いについて」を参照。

## 正常となる例

請求明細書情報(日数情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	サービス開始日等・開始年月日	...
2018.07	991111	9910011111	9900000001	47	2018.07.10	...

請求明細書情報(明細情報)

市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス提供年月	サービスコード	...
991111	9910011111	9900000001	2018.07	475050	...

・【明細書】の「サービス開始日等・開始年月日」が、「サービス提供年月」と同月



## 原因

【明細書】<sup>1</sup>の短期入所に係る基本報酬において、大規模減算に該当しない「サービスコード」の請求が行われていますが、事業所台帳の「大規模減算の有無」が「有り」になっています。

前ページの例では、【明細書】では大規模減算ではないサービスコードが設定されていますが(単位数表マスタの「大規模減算」が「2:該当」ではない)、事業所台帳の「大規模減算の有無」が「2:有り」になっているため、「警告(重度)」となります。

## 確認の観点

利用定員が20人以上であるとして都道府県知事に届け出た単独型事業所は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定することとなりますが、定員超過特例加算を算定している場合はこの限りでない<sup>2</sup>とされています。

市町村は、【明細書】より「定員超過特例加算」が算定されているか確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

事業所台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、都道府県に「異動/訂正連絡票情報」の作成と送信を依頼します。

## 正常となる例

請求明細書情報(明細情報)

市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス提供年月	サービスコード
991111	9911111111	9999999999	2019.07	241152

単位数表マスタ(請求)

サービス種類コード	サービス項目コード	サービス内容略称	大規模減算
24	1152	福祉短期入所 <sup>16</sup> ・大規模減算	2:該当

事業所台帳(サービス情報)

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	大規模減算の有無
9911111111	24	2019.04.01	1:新規	2:有り

・大規模減算の有無が「有り」で、大規模減算に該当する基本報酬を請求している

<sup>1</sup> サービス提供年月が平成31年4月以降のものに限ります。

<sup>2</sup> 「障害福祉サービス報酬告示」第7(短期入所)の1の注15の2を参照。



## 原因

【明細書】<sup>1</sup>の「サービスコード」に対する単位数表マスタ<sup>2</sup>(請求)の「夜間支援等体制加算対象利用者数」が、事業所台帳(サービス情報)の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」と異なります。事業所台帳上の対象利用者数未満<sup>3</sup>の加算が請求されています。

「夜間支援等体制加算」については、あらかじめ都道府県知事に届け出ている夜間支援体制に基づき、同じ月の中でも日単位で「夜間支援等体制加算 ~」を算定し、また、夜間支援対象利用者の配置数の違いにより、異なる夜間支援対象利用者数の区分の報酬を算定することが可能です<sup>4</sup>。

事業所台帳上、夜間支援等体制加算区分は複数の区分を設定できるため、同月で「夜間支援等体制加算 ~」が複数算定された場合においても、チェックで「警告」は発生しません。

一方で、「夜間支援等体制加算」の対象利用者数の異なる加算が複数算定された場合、事業所台帳上に複数の対象利用者数の設定が行えない(事業所台帳上で管理するのは運用面への影響が大きい)ため、市町村による確認が必要と考えられます。

なお、「夜間支援等体制加算 ~」<sup>5</sup>が設けられているサービスは、障害福祉サービスの「共同生活援助」です。

## 確認の観点

市町村は、「夜間支援等体制加算」にかかる対象利用者数について、都道府県やサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

事業所台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、都道府県に「異動/訂正連絡票情報」の作成と送信を依頼します。

### 正常となる例

事業所台帳(サービス情報)					
事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	夜間支援等体制加算区分	共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数
9920011111	33	2021.04.01	1:新規	2:	2

単位数表マスタ(請求)							
サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定サービスコード	夜間支援体制加算区分	夜間支援等体制加算対象利用者数	...
33	6427	2021.04.01	-	331000	2:	2	...

・単位数表マスタと事業所台帳(サービス情報)の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」が同一

- 1 サービス提供年月が令和3年4月以降のものに限ります。
- 2 単位数表マスタについては、97ページを参照してください。
- 3 対象利用者数を超える場合は「警告」(PC32)となります。

4 「平成27年5月19日付事務連絡Q & A VOL.3」問3を参照。

5 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・3・(8)(共同生活援助)の「夜間支援等体制加算( )の取扱いについて」等を参照。

EE  
EF  
EG  
EH  
EL  
PA  
PB  
PC  
PJ  
PK  
PP  
PQ  
PR  
PS  
PT  
PU  
PW

エラーコード	メッセージ
PC49	受付：事業所台帳の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」に「1」以上が設定されている有効な情報が登録されていません

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	明細：サービスコード
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

**訓練等給付費等明細書**  
(共同生活援助)

市町村番号	9 9 1 1 1 1	令和	0 3 年	0 4 月	分
助成自治体番号					
指定事業所番号	9 9 2 0 0 1 1 1 1 1	請求事業所	事業者及びその事業所の名称		
受給者証番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	事業所	地域区分		
支給決定障害者等氏名	国保 太郎	地域区分	級地		
支給決定に係る障害児氏名					
利用者負担上限月額	9 3 0 0	障害支援区分			
利用者負担上限額		指定事業所番号		管理結果	管理結果額
管理事業所		事業所名称			
サービス種別	3 3	開始年月日	令和 年 月 日	終了年月日	令和 年 月 日
		開始年月日	令和 年 月 日	終了年月日	令和 年 月 日

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位	摘要
生活援助	3 3 1 4 7 1				
生援夜間支援等体制加算	1 3 3 6 4 2 7				

・夜間支援等体制加算の請求が行われているが、事業所台帳（サービス情報）の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」が「0」である

**事業所台帳（サービス情報）**

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	夜間支援等体制加算区分	共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数	...
9920011111	33	2021.04.01	1:新規	2:	0	...

サービス種類コード	共同生活援助	合計
サービス利用日数	日	日
給付単位数		
単位数単価	円/単位	円/単位
総費用額		
割相当額		
利用者負担額		
上限月額調整(の内の数)		
調整後利用者負担額		
上限額管理後利用者負担額		
決定利用者負担額		
請求額	給付費	
自治体助成分請求額		

特定障害者特別給付費	
給付費請求額	実費算定額

## 原因

【明細書】<sup>1</sup>において夜間支援等体制加算の請求<sup>2</sup>が行われていますが、事業所台帳の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」が「0」になっています。

「夜間支援等体制加算」については、あらかじめ都道府県知事に届け出ている夜間支援体制に基づき「夜間支援等体制加算 ~」を算定し、また、夜間支援対象利用者の配置数の違いにより、異なる夜間支援対象利用者数の区分の報酬を算定します<sup>3</sup>。

前ページの例では、夜間支援等体制加算の請求が行われていますが、「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」が「0」であるため、「警告（重度）」となります。

なお、「夜間支援等体制加算 ~」<sup>3</sup>が設けられているサービスは、障害福祉サービスの「共同生活援助」です。

## 確認の観点

市町村は、「夜間支援等体制加算」にかかる対象利用者数について、都道府県やサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

事業所台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、都道府県に「異動/訂正連絡票情報」の作成と送信を依頼します。

## 正常となる例

請求明細書情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	...
2021.04	991111	9920011111	9999999999	336427	...

事業所台帳（サービス情報）

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	夜間支援等体制加算区分	共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数	...
9920011111	33	2021.04.01	1:新規	2:	2	...

・事業所台帳（サービス情報）の「共同生活援助夜間支援等体制加算対象利用者数」が0でない

1 サービス提供年月が令和3年4月以降のものに限ります。

2 夜間支援等体制加算を除く。

3 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・3・(8)（共同生活援助）の「夜間支援等体制加算( )の取扱いについて」等を参照。



## 原因

【明細書】<sup>1</sup>において利用者負担上限額管理加算の請求が行われていますが、受給者台帳（基本情報）の「利用者負担上限月額」が「0円」より大きくありません。

<sup>1</sup> サービス提供年月が令和5年5月以降のものに限ります。

前ページの例では、受給者台帳（基本情報）の「利用者負担上限月額」が「0円」である場合に、利用者負担上限額管理加算を算定しているため、「警告（重度）」となります。

## 確認の観点

市町村は、受給者台帳（基本情報）の利用者負担上限月額の登録内容を確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

受給者台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、「異動/訂正連絡票情報」の作成と送信を行います。

## PC56に類似するエラーコード一覧

エラーコード	エラーメッセージ
PK47	資格：障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限月額」が「0円」の場合に、利用者負担上限額管理加算が算定されています

## 正常となる例

請求明細書情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	...
2023.05	991111	9910011111	9999999999	225010	...

単位数表マスタ（請求）

サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定サービスコード	利用者負担上限額管理加算	...
22	5010	2021.04.01	-	221000	2:該当	...

受給者台帳（基本情報）

市町村番号	受給者証番号	異動年月日	異動区分	訂正年月日	訂正区分	利用者負担上限月額
991111	9999999999	2023.04.01	1:新規	-	-	9,200

利用者負担上限額管理情報				...
上限額管理有無	上限額管理事業所番号	上限額管理有効期間(開始年月日)	上限額管理有効期間(終了年月日)	...
2:有り	9910011111	2023.04.01	2024.03.31	...

・利用者負担上限額管理加算が算定されている場合に、受給者台帳（基本情報）の利用者負担上限月額が「0円」より高く設定されていること



## 原因

【明細書】<sup>1</sup>において利用者負担上限額管理加算の請求が行われていますが、受給者台帳(基本情報)の「市町村が定める額」が「0円」より大きくありません。

<sup>1</sup> サービス提供年月が令和5年5月以降のものに限ります。

前ページの例では、受給者台帳(基本情報)の「市町村が定める額」が「0円」である場合に、利用者負担上限額管理加算を算定しているため、「警告(重度)」となります。

## 確認の観点

市町村は、受給者台帳(基本情報)の市町村が定める額の登録内容を確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

受給者台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、「異動/訂正連絡票情報」の作成と送信を行います。

## PC58に類似するエラーコード一覧

エラーコード	エラーメッセージ
PK50	資格:障害児支援受給者台帳の「都道府県等が定める額」が「0円」の場合に、利用者負担上限額管理加算が算定されています

## 正常となる例

請求明細書情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	...
2023.05	991111	9910011111	9999999999	225010	...

単位数表マスタ(請求)

サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定サービスコード	利用者負担上限額管理加算	...
22	5010	2021.04.01	-	221000	2:該当	...

受給者台帳(基本情報)

市町村番号	受給者証番号	異動年月日	異動区分	訂正年月日	訂正区分
991111	9999999999	2023.04.01	1:新規	-	-

給付費等の額の特例情報

市町村が定める額の適用有無	市町村が定める額	市町村が定める額の有効期間(開始年月日)	市町村が定める額の有効期間(終了年月日)	...
2:有り	10,000	2023.04.01	2024.03.31	...

・利用者負担上限額管理加算が算定されている場合に、受給者台帳(基本情報)の市町村が定める額が「0円」より高く設定されていること

EE  
EF  
EG  
EH  
EL  
PA  
PB  
PC  
PJ  
PK  
PP  
PQ  
PR  
PS  
PT  
PU  
PW

エラーコード	メッセージ
PJ25	資格：受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	基本：上限額管理事業所・管理結果、明細：サービスコード
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号	9 9 1 1 1 1 1	令和	0 3 年	0 4 月	分
助成自治体番号					

指定事業所番号	9 9 5 1 1 1 1 1 1 1 1
請求事業者	事業者及びその事業所の名称
	事業所
地域区分	級地

受給者証番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
給付決定保護者氏名	国保 太郎
給付決定に係る障害児氏名	国保 花子

利用者負担上限月額	3 7 2 0 0
-----------	-----------

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	9 9 5 1 1 1 1 1 1 1 1	管理結果	1	管理結果額	3 7 2 0 0
	事業所名称					

サービス種別	開始年月日	令和	年	月	日	終了年月日	令和	年	月	日	利用日数	入院日数
6 1												

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
児発48	6 1 0 7 5 7		2 0		
児発48	6 1 5 3 7 0		1		

受給者台帳（基本情報）

証記載 都道府県番号	991111	受給者証番号	999999999	異動年月日	2021.04.01
---------------	--------	--------	-----------	-------	------------

異動区分	利用者負担 上限月額	上限額管 理有無	上限額管理 事業所番号	利用者負担 上限月額有効期間 (開始年月日)	利用者負担 上限月額有効期間 (終了年月日)	...
1:新規	37,200	1:無し	-	-	-	...

・利用者負担上限額管理加算が算定されているが、上限額管理対象の受給者ではない

## 原因

【明細書】<sup>1</sup>において利用者負担上限額管理加算の請求が行われていますが、【明細書】の「上限額管理事業所・管理結果」が、「1」、「2」、「3」のいずれでもない、障害児支援受給者台帳（基本情報）の「上限額管理有無」が「2：有り」ではない、障害児支援受給者台帳（基本情報）の「利用者負担上限月額」が0より大きくない<sup>2</sup>、【明細書】のサービス提供年月が障害児支援受給者台帳（基本情報）の上限額管理有効期間内ではない、または【明細書】の事業所番号が障害児支援受給者台帳（基本情報）の「上限額管理事業所番号」と等しくありません。

1 サービス提供年月が令和元年9月以前の場合、「警告」となります。

2 サービス提供年月が令和5年4月以前の場合、PJ25ではなくPC56が出力されません。

前ページの例では、障害児支援受給者台帳（基本情報）の「上限額管理有無」が「1：無し」であるため、「警告（重度）」となります。

## 確認の観点

市町村は、請求情報の利用者負担上限月額の設定内容や障害児支援受給者台帳（基本情報）の利用者負担上限月額の登録内容を確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

障害児支援受給者台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、「異動 / 訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会に送信します。

## 正常となる例

請求明細書情報（基本情報）

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	上限額管理事業所・管理結果	...
2021.04	991111	9951111111	9999999999	1	...

請求明細書情報（明細情報）

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	...
2021.04	991111	9951111111	9999999999	615370	...

障害児支援受給者台帳（基本情報）

証記載都道府県等番号	受給者証番号	異動年月日	異動区分	利用者負担上限月額	上限額管理有無
991111	9999999999	2021.04.01	1:新規	37,200	2:有り

上限額管理事業所番号	上限額管理有効期間（開始年月日）	上限額管理有効期間（終了年月日）	...
9951111111	2021.04.01	2022.03.31	...

・利用者負担上限額管理加算が算定されている場合に、関連する【明細書】及び障害児支援受給者台帳の項目値に誤りがない

EE  
EF  
EG  
EH  
EL  
PA  
PB  
PC  
PJ  
PK  
PP  
PQ  
PR  
PS  
PT  
PU  
PW

エラーコード	メッセージ
PJ50	受付：障害児施設台帳の重度知的障害児収容棟設置、または肢体不自由児施設重度病棟設置が「無し」のため重度障害児支援加算は算定できません

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	明細：サービスコード
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

**障害児通所給付費・入所給付費等明細書**

都道府県等番号	9 9 1 1 1 1	令和	0 3 年	0 4 月
助成自治体番号				
指定事業所番号	9 9 5 1 1 1 1 1 1 1			
受給者証番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	請求事業所	事業所	
給付決定保護者氏名	国保 太郎	事業者及びその事業者の名称		
給付決定に係る障害児氏名	国保 花子	地域区分	級	
利用者負担上限月額	3 7 2 0 0			
利用者負担上限額	指定事業所番号	管理結果	管理結果額	
サービス種類	7 1	開始年月日	令和	年
サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
児入	7 1 1 1 1 2 5		2 0	
児入重度障害児支援加算	7 1 5 1 0 0		1	

・重度障害児支援加算の請求が行われているが、障害児施設台帳（サービス情報）の「重度知的障害児収容棟設置の有無」が「1：無し」である

障害児施設台帳（サービス情報）				
事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	重度知的障害児収容棟設置の有無
995111111	71	2021.04.01	1:新規	1:無し

給付単位数					
単位数単価		円/単位	円/単位	円/単位	円/単位
総費用額					
1割相当額					
利用者負担額					
上限月額調整（の少ない1割）					
調整後利用者負担額					
上限額管理後利用者負担額					
決定利用者負担額					
請求額	給付費				
自治体助成分請求額					

特定入所障害児食費等給付費	算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額

枚中 枚目

## 原因

【明細書】<sup>1</sup>において重度障害児支援加算の請求が行われていますが、障害児施設台帳の「重度知的障害児収容棟設置の有無」、または「肢体不自由児施設重度病棟設置の有無」が「1：無し」になっています。

<sup>1</sup> サービス提供年月が令和元年9月以前の場合、「警告」となります。

前ページの例では、【明細書】において重度障害児支援加算の請求が行われていますが、算定に必要な要件である障害児施設台帳の「重度知的障害児収容棟設置の有無」が「1：無し」になっているため、「警告（重度）」となります。

なお、「重度障害児支援加算」が設けられているサービスは、「障害児入所支援」「医療型障害児入所支援」です。

## 確認の観点

市町村は、「重度知的障害児収容棟設置の有無」、または「肢体不自由児施設重度病棟設置の有無」にかかる設定状況について、都道府県やサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

障害児施設台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、都道府県に「異動/訂正連絡票情報」の作成と送信を依頼します。

## 正常となる例

請求明細書情報（明細情報）

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード
2021.04	991111	9951111111	9999999999	715100

障害児施設台帳（サービス情報）

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	重度知的障害児収容棟設置の有無
9951111111	71	2021.04.01	1:新規	2:有り

・【明細書】において重度障害児支援加算の請求が行われている場合に、「重度知的障害児収容等設置の有無」が「2：有り」

EE

EF

EG

EH

EL

PA

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

PW

エラーコード	メッセージ
PJ64	受付：有期有目的（91～180日目）の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から91～180日の年月であることが必要です

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	日数：サービス開始日等・開始年月日
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

**障害児通所給付費・入所給付費等明細書**

都道府県等番号	9 9 1 1 1 1 1	令和	0 3	年	0 4	月分
助成自治体番号						
受給者証番号	9 9 0 0 0 0 0 0 0 1	請求事業者	指定事業所番号 9 9 5 0 0 1 1 1 1 1			
給付決定保護者氏名	国保 太郎	事業者及びその事業所の名称	事業所			
給付決定に係る障害児氏名	国保 花子	地域区分	級地			
利用者負担上限月額	3 7 2 0 0					
利用者負担上限額		指定事業所番号		管理結果		管理結果額
管理事業所		事業所名称				
サービス種別	7 2	開始年月日	令和 0 3	年	0 4	月 0 1 日
		終了年月日	令和	年	月	日
		利用日数				
		入院日数				
サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要	
医児入有期13	7 2 1 3 1 5		2 0			
<p>・【明細書】の「サービス提供年月」が、「サービス開始日等・開始年月日」から91日以上、かつ180日以内の年月でない</p>						
サービス種類コード	7 2	障害児通所給付費				合計
サービス利用日数		日	日	日	日	
給付単位数						
単位数単価		円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	
総費用額						
1割相当額						
利用者負担額						
上限額未満額（の少ない1割）						
調整後利用者負担額						
上限額管理後利用者負担額						
決定利用者負担額						
請求額	給付費					
自治体助成分請求額						
特定入所障害児食費等給付費	算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額		
					枚中	枚目

## 原因

事業所からの請求情報のうち、有期有目的(91日目から180日目)を算定している【明細書】<sup>1</sup>のサービス提供年月がサービス開始日等・開始年月日から91日以上、かつ180日以内の年月ではありません。

<sup>1</sup> サービス提供年月が平成30年9月以前の場合、「警告」となりません。

前ページの例では、【明細書】の「サービス提供年月」(令和3年4月)が、「サービス開始日等・開始年月日」(令和3年4月1日)から91日以上、かつ180日以内の年月でないため、「警告(重度)」となります。

## 確認の観点

有期有目的の支援は、入所給付決定にあたり、一定期間の指定入所支援を行うことにより、退所が可能であると認められた障害児について算定するものです。また、退所後、再び有期有目的の支援が必要となった場合には、入所給付決定を改めて受けた上で算定することが可能です<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> 「障害児支援留意事項通知」第三の2(医療型障害児入所施設給付費)の「有期有目的の支援を行う場合の取扱い」を参照。

しかしながら、月の途中で退所し、同月中に再入所するケースにおいては、入所日の起算点を再入所日とする機械的判断が行えないことから、当該エラーコードが発生します。

市町村は、利用者のサービス利用の状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

## 正常となる例

請求明細書情報(日数情報)

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	サービス開始日等・開始年月日	...
2021.04	991111	9950011111	9900000001	72	2021.01.01	...

請求明細書情報(明細情報)

都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス提供年月	サービスコード	...
991111	9950011111	9900000001	2021.04	721315	...

・【明細書】の「サービス提供年月」が「サービス開始日等・開始年月日」の年月から91日以上、かつ180日以内の年月